

平成26年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第5号

平成26年3月10日(月曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 川村成二君 | 9番 | 中根光男君 |
| 2番 | 岡崎勉君 | 10番 | 鈴木良道君 |
| 3番 | 山本文雄君 | 11番 | 小座野定信君 |
| 4番 | 田谷文子君 | 12番 | 矢口龍人君 |
| 6番 | 小松崎誠君 | 15番 | 山内庄兵衛君 |
| 7番 | 加固豊治君 | 16番 | 廣瀬義彰君 |
| 8番 | 佐藤文雄君 | | |

欠席議員

13番 藤井裕一君

出席説明者

| | | | |
|--------|-------|-----------|-------|
| 市長 | 宮嶋光昭君 | 環境経済部長 | 根本一良君 |
| 副市長 | 石川眞澄君 | 土木部長 | 山本恵美君 |
| 教育長 | 菅澤庄治君 | 会計管理者 | 石塚英幸君 |
| 市長公室長 | 高田忠君 | 消防長 | 井坂沢守君 |
| 総務部長 | 木川祐一君 | 教育部長 | 金田康則君 |
| 市民部長 | 根本光男君 | 水道事務所長 | 田崎清君 |
| 保健福祉部長 | 木村義雄君 | 農業委員会事務局長 | 小松崎昇君 |

出席議会事務局職員

| | | |
|-------|----|------|
| 議会事務局 | 局長 | 君山悟 |
| 〃 | 補佐 | 乾文彦 |
| 〃 | 係長 | 坂本敏子 |
| 〃 | 係長 | 杉田正和 |

議事日程第5号

日程第1 施政方針に対する質疑

(1) 佐藤文雄議員

日程第2 議案第2号ないし議案第29号(議案質疑、委員会付託)

議案第2号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について

議案第3号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定につ

- いて
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 14 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 15 号 平成 25 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 16 号 平成 25 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 17 号 平成 25 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 18 号 平成 25 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 19 号 平成 25 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 20 号 平成 25 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 21 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 22 号 平成 26 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 23 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 26 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 28 号 石岡地方斎場組合規約の変更について
- 議案第 29 号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工

事請負契約の締結について

日程第 3 請願第 3 号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 施政方針に対する質疑

(1) 佐藤文雄議員

日程第 2 議案第 2 号ないし議案第 29 号（議案質疑、委員会付託）

議案第 2 号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について

議案第 3 号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 11 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12 号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 13 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について

議案第 14 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 15 号 平成 25 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 16 号 平成 25 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 17 号 平成 25 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 18 号 平成 25 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 19 号 平成 25 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 20 号 平成 25 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 3 号）

- 議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算
議案第22号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
議案第23号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
議案第25号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
議案第26号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算
議案第28号 石岡地方斎場組合規約の変更について
議案第29号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結について

日程第 3 請願第 3号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 施政方針に対する質疑

○議長（鈴木良道君）

日程第1、施政方針に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

平成26年第1回定例会の施政方針について質問いたします。

まず、冒頭発言にかかわってお伺いをいたします。

消費税大增税を前提にした2014年・平成26年度の予算案が2月28日、衆院本会議で自民、公明両党の賛成多数で可決されました。国民生活、日本経済への大打撃となるとの批判が上がる中で、わずか14日間の予算委員会審議で衆院を通過させる暴挙。国民から約8兆円もの所得を奪いながら、その財源を軍事費と大型公共事業につぎ込み、福祉・教育は削るという安倍政権の危険な暴走を体現する予算案となっております。日本共産党は、ほかの野党とともに反対をいたしました。

この国家予算も、安倍晋三首相の経済政策・アベノミクスの「三本の矢」を柱としておりますが、この政策が打ち出されて約1年がたちました。しかし、これで本当に国民の実体経済はよくなったのでしょうか。暮らしはよくなったのでしょうか。日本銀行の異次元緩和という異常な政

策によって海外の投機マネーを呼び込み、急激な円安と株高をつくり出しました。おかげで一部の輸出大企業は巨額の利益を上げ、大株主である大金持ちはさらに大金持ちになりました。一方、庶民の暮らしや中小企業の経営は、収入がふえないのに、円安による輸入物価の値上がりで苦しくなるばかりであります。大企業の利益はリーマンショック前の水準を一気に回復しましたが、中小企業の利益は横ばいのままです。大金持ちが株高で資産をふやす一方、貯蓄ゼロの世帯は過去最多になっております。

そこで質問であります、安倍内閣の成長戦略の目玉である雇用改革も、結局、低賃金の非正規労働者を固定化・拡大し、賃金を抑制する政策と考えます。ある労働シンクタンクによれば、今議論されている雇用改革を全て実行すれば、労働者の賃金は年間約42兆円も減少すると試算しております。市長はこの安倍内閣の成長戦略についてはどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

2番目であります。4月の消費税増税は、8兆円もの大負担増になり、生活と営業を根本的に破壊します。一方で、法人税減税など露骨な大企業優遇ぶりに、一部メディアの批判も高まっております。自民党内にも「増税実施で景気が悪化するの避けられない、そこが正念場」「景気が悪くなれば政権は終わりになる」という厳しい声があります。日本共産党は、消費税に頼らない別の道があると提案しておりますが、今、消費税に対する立場の違いを超えて、4月からの増税中止の一点で共同を呼びかけております。市長は、デフレからの脱却の途中でこの4月からの消費税増税実施についてどう考えているか、お伺いをいたします。

第3に、「アベノミクスの改革にのっとり地域での知恵を出し合いながら需要を創出」とあります。市長の考える需要とは何をいうのでしょうか、お伺いをいたします。

4つ目に、市長は「土浦・つくばを核とした県南中核都市形成実現に向け、両市との連携・協調した活動を積極的に進めてまいります」と述べる一方で、「全ての世代が活力あふれ、住みたい、住んでみたい、住み続けたい市とするための総合計画に沿って各施策に力を注いでいく」としてあります。この中核都市実現と当市の住みよいまちづくりとの関係をどう捉えているのか、お伺いをいたします。

大きな2番、「自然と調和した快適なまちづくり」についてお伺いします。

当市が昨年、非核脱原発平和都市を宣言したことは、高く評価したいと思えます。そして、東海第二原発の再稼働についても市長が改めて反対を明確にしたことは、評価をいたします。

質問1でございます。地域間や主要な施設をつなぐ幹線道路として「霞ヶ浦二橋構想の具体化など、関係市とも連携しながら関係機関に対して早期実現を働きかける」としてありますが、現段階の進捗状況についてお伺いをいたします。

2番目に、茨城県生活排水ベストプランは、7年に一度の下水道計画を見直すものですが、改正に合わせた当市の下水道整備計画の見直しの基本的な考えについてお伺いをいたします。

大きな3番目です。「健やか・安心・思いやりのまちづくり」について伺います。

少子高齢化対策は、当市だけではなく、全国の自治体の課題となっております。

問1、長寿福祉課と健康増進課を統合し、新たに健康長寿課を設置するとしてありますが、その具体的な構想（イメージ）についてお伺いをいたします。

新たな子育て支援策として、小中学校の給食無料化を市長は掲げました。私は、この支援策に

については賛同いたします。

そこで質問でございますが、子育て支援策の一つとして、相談体制の強化を図るため、家庭児童相談室を改め、子ども未来室とありますが、一体どのように変わるのか、お伺いをいたします。

また、発達支援事業を実施する、子どもを守る地域ネットワークとは何でしょうか。具体的な説明を求めます。

大きな4番目、「豊かな学びと創造のまちづくり」についてお伺いをいたします。

安倍内閣が2015年度から導入を狙う子ども・子育て新制度で、必要な事業費約1兆1000億円のうち、約4000億円の財源の見通しが立っていないことが明らかとなり、待機児童解消を掲げる安倍内閣の責任を問う声が急速に広がっております。

そこで質問であります、子ども・子育て支援新制度にかかわる準備状況とそのスケジュールについてお伺いをいたします。

第2に、平成28年度以降の小学校統合を円滑に進めるとして、平成26年度から学校間での事前交流事業を実施するといいますが、統合が大前提となっております。霞ヶ浦地区と千代田地区では事情が違っていると思いますが、今後、両地区においてどのように進めるのか伺います。

3つ目に、学力向上について、教職員の授業力向上を図るとありますが、どのような対策を考えているのでしょうか、お伺いをいたします。

大きな5番目、「活力ある産業を育てるまちづくり」について伺います。

茨城県は農業生産高全国第2位であり、当市においても農業は基幹産業と位置づけられております。

そこで質問であります。当市の新規就農者への支援策について、その進捗はどうなっているのかお伺いいたします。新規就農者はふえているのでしょうか。

当市は、霞ヶ浦に接する最も重要な位置にあり、観光も含め水産業も重要ななりわいとなっております。

そこで質問であります、霞ヶ浦における水産業の振興について、霞ヶ浦漁業組合や霞ヶ浦北浦水産加工工業協同組合に対して、どのような支援を考えているのか伺います。

大きな6番目、「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」について伺います。

まず第1に、都市計画税の導入を検討するとありますが、何のための都市計画税ですか。その必要性についてお伺いをいたします。

第2に、さらなる行財政改革を推し進めるため組織機構のスリム化とありますが、部課の統合や人員削減をいうのでしょうか。職員の適正人数をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

以上、第1回目の質疑といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

佐藤議員の質問にお答えいたします。

1点目1番、アベノミクスの成長戦略が賃金の増加に結びついていないとの見解についてお答えいたします。

デフレからの脱却には、物価が一時的ではなく持続的に上昇していくことが必要であります。物価が持続的に上昇していくと言えるためには、賃金の上昇が必ず鍵となってきます。エネルギーや食料などの輸入価格の上昇などによるものは、価格が高ければ需要が減少していくはずでありますから、一時的なものだと考えております。

しかし、議員のご指摘のとおり、まだ賃金に十分な上昇圧力が働いているような状況ではないと私も思っております。ですからといて、政府が介入して賃金を上げるというようなこともできないわけでありまして、賃金はあくまでも民間企業や労働市場が決めるものであるというのが原則であります。今後の推移を見守るほかありませんが、賃金の上昇の鍵を握っているのは、失業者の動向、ひいては雇用の拡大であります。雇用の拡大が進めば、労働市場において需給がひっ迫し、引き締まってくれば、嫌でも賃金を引き上げざるを得なくなるはずであります。成長戦略の中でも、民間の投資を喚起するというような需要側に働きかける政策が実行されれば、労働市場においても需給ギャップが需要拡大の方向に動くと思われれます。

現状を見ると、失業率は大幅に低下していますし、有効求人倍率も上昇を続けているようでありますので、賃金の上昇につながるものと期待しているところでございます。

1点目2番、4月からの消費税増税についての見解についてお答えいたします。

4月から消費税が増税されることで、平成26年4月・6月の第2四半期は、駆け込み消費の反動や増税に伴う実質購買力の低下から、経済的には落ち込むことが考えられます。デフレ脱却を旗印に進めてきたアベノミクスであります。第一の矢、第二の矢は株高などの資産効果のある程度発揮しているため、いまだデフレ脱却の途上ではあれ、良好な消費マインドを維持できれば、7月から9月の第3四半期にはいち早く回復することもあり得るのではないかと考えております。来年度は、総じて見れば、消費の減少はあるものの、小幅な経済の落ち込みで落ちつくのではないかと考えております。前回の1997年度（平成9年度）の増税の反動は、4・6月の第2四半期でおさまっております。

2013年度、総額約5兆5000億円の補正予算も現在国会で審議されていると思います。まさに駆け込み消費とその反動減の対策として、さらには低所得者等への影響の緩和を目的として、簡素な給付措置、臨時福祉給付金であります。3,420億円、子育て世帯に対する臨時特例給付措置1,473億円が実施される予定であります。これらも経済を下支えするはずであります。さらには、この春の賃金交渉での妥結結果にも注目しています。

いずれにしても、これ以上、将来世代へ財政負担のツケを回すことは好ましくないと考えていますので、政府がしっかりと成長戦略を打ち出し、それを断行する姿勢を示せば、消費税増税で一時的に消費が下振れしたとしても、株価の上昇基調などは、経済の持続的回復が実現すると思っております。

1点目3番、想定している需要の創出とは何かについてお答えいたします。

経済は、需要と供給で決まります。しかし、経済の状況によっては、GDP需給ギャップといひまして、需要側では現実のGDP、供給側では潜在的な生産力として捉えられる供給量の差が

発生してしまいます。これまでは、需給ギャップがマイナスであることがずっと続いてきたという、いわゆるデフレの状況であります。つまり、需要が不足していたということでございます。アベノミクスでは、金融・財政政策を通じて需要側に働きかける政策をとりました。これにより、公共事業、復興事業が進められ、有効需要が拡大したと考えております。政府の働きかけも財政上の制約がありますから、やはり特に民間投資の喚起につながる必要があると思います。

需要といってもさまざまでありまして、快適な高齢化社会であるとか、子ども・子育てにおける子どもたちの将来への投資、エネルギー改革、農業・観光などの地域資源の活用など、さらにいろいろ考えられます。

とにかく主役は民間でありますから、民間が経済を牽引していくようであればならないわけでありまして、それに伴い、特に需要側が経済の方向を左右するとは思いますが、徹底的に規制緩和、特に土地利用規制の緩和が重要であると考えております。

まず、需要側の拡大が実現できるよう、地域の政策も国、県とともに積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

1点目4番、中核都市実現と住みよいまちづくりの関係についてお答えいたします。

今議会における一般質問の中でもお答えしておりますように、土浦市・つくば市を中心とする県南地域における政令指定都市の実現は、土浦市の行政能力の高さやつくば市の国際性、先進性などを本市など周辺地域にも取り込むことにより、圏域全体の価値が高められ、地域力の向上や市民生活にメリットが及ぶものと期待しているところであります。

2点目1番、霞ヶ浦二橋構想の現段階の進捗状況についてお答えいたします。

霞ヶ浦二橋構想は、千葉県から圏央道を結ぶ地域高規格道路の千葉茨城道路を圏央道から百里飛行場連絡道路まで北へ延伸するもので、霞ヶ浦の2つの入り江に橋をかけ、県南地域から県央地域に至る広域交通ネットワークの充実強化を図るものであり、さらには、観光資源としての霞ヶ浦を生かすことにもなります。

本市におきましては、構想の具体化に向けて、関係11市町村により構成される霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟において、茨城県知事や県議会議長への要望活動や、地域住民への広報活動などを行っております。

また、茨城県におきましては、構想ルートが県総合計画のランドデザインに描かれておりますが、具体化については、周辺の交通ネットワークの整備状況や、これによる交通量の変化、茨城空港の利活用状況、沿線の開発等、周辺環境の進展に伴う地域ポテンシャルの高まりを長期的な展望の中で見きわめていく必要があり、霞ヶ浦周辺における開発の動向などを踏まえながら、長期的な視点に立って取り組むこととされております。

このような状況になっておりますが、着実に進めるための整備手法などには研究の余地があると思われませんが、いずれにいたしましても、地域活性化の起爆剤になるものでありますので、県や関係市町村の皆様とともに、実現に向けて引き続き粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

2点目2番、茨城県生活排水ベストプラン改定に合わせた下水道整備計画の見直しの基本的な考えについてお答えいたします。

下水道整備の見直しについての基本的な考え方については、汚水処理未普及地域の早期解消に

向け、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、都道府県構想想定マニュアルにもごさいますが、長期的には、汚水処理施設の整備を10年程度で完成を目指すよう、既存の下水道計画で早期整備が困難な地域については、集合処理の下水道から個別処理の浄化槽への切りかえを関係機関と協議、検討してまいります。

また、長期的には、運営管理面から、市単独公共下水道及び農業集落排水の統合、流域下水道への接続につきましても協議、検討してまいります。

3点目1番、健康長寿課の具体的なイメージについてお答えいたします。

長寿福祉課と健康増進課の統合により、健康長寿課を設置するポイントといたしましては、地域包括支援センターと保健センターを同一施設に配置することで、2つのセンターの機能が連携した健康づくりの推進によって、介護予防につなげようという狙いがございます。

地域包括支援センターは、保健・福祉・医療の向上、介護予防マネジメントなどを総合的に行う役割を担っておりますが、保健センターとの一体配置によって、介護予防を含めた健康づくりの推進や、介護相談における保健指導との連動などが考えられ、保健師相互のネットワークを強化しながら、より効果的に事業が展開されることを想定しているものであります。

3点目2番、子ども未来室についてお答えいたします。

現在、子ども福祉課には家庭児童相談室が設置され、家庭児童相談員とハートフル相談員を配置し、家庭児童福祉に関する相談業務を行っております。

相談内容としては、児童虐待やDV対応、子どもの発達、家庭問題、不登校やいじめなど、幅広く対応しております。

新たに設置する子ども未来室では、児童虐待やDV対応、家庭問題や児童相談に引き続き取り組みとともに、さまざまな相談の背景の一つである発達障害への対応に重点を置き、保育士や保健師等による保育所、幼稚園、学校などの巡回、さらには、4カ月健診や3歳児健診などを通じた個別支援を行うなど、医療機関や療育機関などとも連携しながら、子ども、親、家庭を支えてまいりたいと考えております。

3点目3番、子どもを守る地域ネットワークについてお答えいたします。

平成16年度の児童福祉法改正により、虐待を受けた児童等に対する市町村の支援体制強化を図るため、関係機関が連携を図り、児童虐待への対応を行う、かすみがうら市要保護児童対策地域協議会を平成19年2月に設置いたしました。

子どもを守る地域ネットワークは、要保護児童対策地域協議会を各機関や市民にわかりやすく理解してもらうため、使用しております。

本市において、要保護児童対策地域協議会は、子ども福祉課管轄において業務を実施しており、福祉機関、保健・医療機関、教育機関、警察司法の15の機関で構成している組織であります。

業務内容といたしましては、代表者会議、実務者会議、実務者調整会議、発達支援委員会、個別会議などをそれぞれ開催し、本市の子どもたちを地域で見守るネットワークを組織化しております。

これまで、虐待防止事業として、講演会の開催、子育てガイドブックの作成や「虐待ストップ・あふれる愛」と書かれた缶バッジやシールを作成し、市内の保育所、保育園、幼稚園、学校、また、市役所職員に配布いたしました。

先ほどの子ども未来室において、医療、保健、教育、福祉とネットワーク構築を強化してまいります。

4点目1番、子ども・子育て支援制度に係る準備状況とスケジュールについてお答えいたします。

第1回目の子ども・子育て会議を11月に開催しておりまして、今月に第2回の開催を予定しております。

今年度は、市内全域、就学前児童対象1,000件、就学児対象1,000件を対象に市民ニーズ調査を実施いたしました。ただいまニーズ調査の集計報告書が完成したところであります。3月の子ども・子育て会議において、集計結果を踏まえ、今後の事業計画に向けた内容を諮りたいと考えております。

また、子ども・子育て支援事業計画（案）を9月末までに策定していく予定であります。

4点目2番、学校間での事前交流事業をどのように進めるかについてお答えいたします。

小学校の統合に係る事前交流事業につきましては、市小中学校適正規模化実施計画において、統合の対象としている小学校11校を対象として、統合の枠組みで実施を予定しております。

本年度、南・北中学校では、合同で、2年生が帆引き船模型づくり、1年生はスキー宿泊学習を行いました。そのほか、部活動の合同練習などを行ってまいりました。

小学校についても、統合委員会の中の教育活動検討委員会で協議をいただき、事業を実施していただきたいと考えております。

予算については、低学年、中学年、高学年と2学年ずつに分けて実施したらどうかということで、1回分のバス借上げ料を見込んでおります。

また、統合の進め方につきましては、霞ヶ浦地区では、2つの統合委員会において施設整備計画などの協議を始め、今後、校名の募集、スクールバスの運行などについて協議をお願いいたします。千代田地区につきましては、ご存じのとおり、現在、統合委員会において、新設校の場所について協議をいただいているところでございますので、引き続き協議をお願いしたいと考えております。

4点目3番、教職員の授業力向上の取り組みについてお答えいたします。

教員が研さんを積み、授業力を向上させることは、児童生徒の学力を向上させる重要な要素と考えております。

市教育委員会では、授業力の向上を図るための方策として、指導室による市内各小中学校への授業力向上と学校の安全管理面の指導を重視した訪問指導を年1回、授業力向上のみを目的とした訪問指導を小学校は年2回、中学校は年1回、各学校の要請に応じて行う訪問指導を小学校で今年度は8回、訪問前の授業指導案作成段階での訪問指導を25回実施してきました。

また、35歳以下の教員を対象としたフレッシュ教員研修講座、初任者を対象とした若手教員研修講座、理科の授業づくり研修講座、外国語活動授業づくり研修講座を実施してきております。

さらに、来年度におきましては、本年度までの訪問指導や研修講座を引き続き実施するとともに、授業力向上研修講座を新たに実施し、教員の授業力をさらに高めたいと考えております。

5点目1番、新規就農者への支援策の進捗についてお答えいたします。

青年就農給付金として、就農年齢が45歳未満で農業所得が250万円を超えない方を対象とし、

年間150万円、夫婦で就農している場合は225万円を最長5年間給付しております。

なお、平成24年度は3組4人、平成25年度は7組9人の方が給付を受けております。

5点目2番、水産業の振興について、霞ヶ浦漁業協同組合や霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合に対してどのような支援を考えているかについてお答えいたします。

霞ヶ浦漁業協同組合につきましては、水産資源の確保や在来水生生態系の回復を目的として、例年、漁協が実施するワカサギ人工孵化放流事業、ウナギ放流事業、ブルーギル等除去事業に対する活動支援として、補助金、負担金の助成をしているところでございますが、今年度においては漁協サイドより、事業調整上、各種補助金・負担金の助成は見送るとの報告を受けた次第であります。

平成26年度については、ウナギ放流に関しては引き続き事業見送りになるとのことですが、ワカサギ人工孵化放流事業、ブルーギル等除去事業の2事業については事業実施するとの報告を受けておりますので、例年どおりの活動支援を行っていきたくと考えております。

次に、霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合についてであります。水産加工品の販売促進を図るため、霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合かすみがうら市支部、戸田廣支部長さんであります。イベントでの無料配布や試食即売などの事業への助成を行い、販売PR活動への支援に取り組んでまいります。

市としましても、霞ヶ浦から生まれた豊かな水産資源を守る漁協の活動、また、その水産資源を生かした特産品づくりを行う水産加工業協同組合の活動が地場産業の活性化へつながると考えておりますので、今後とも引き続き同様の支援を行いながら、その動向を注視していきたくと考えております。

6点目1番、都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業が実施されることによって、土地や家屋の価値が向上し、所有者の利益——駅や病院が近い、買い物が便利等ではありますが——が増加することが認められる受益関係に対し課する税で、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てる目的税があります。地方税法第702条であります。

本市においても、都市計画事業として、現在、神立停車場線整備事業及び神立駅周辺整備事業を実施しており、この整備事業費は、一部事務組合への負担金を含めて総額31億3200万円となります。これらの財源や今後実施する都市計画事業——道路、下水道、公園などの事業であります——の財源及びこれら市債償還財源に充てるため、都市計画税の導入を検討していくことといたしました。

なお、課税する区域及び税率につきましては、その受益を含め今後検討していきたくと考えております。

6点目2番、組織機構のスリム化についてお答えいたします。

このたび実施いたします行政組織機構の見直しにつきましては、行政組織機構のスリム化と、重要な課題に効率的、機能的に対応できる体制の整備を念頭に実施するものであり、当初から、市長公室や総務部といった管理部門の課の統合、縮小を想定していたものでございます。

また、組織機構については、定員管理や事務事業との相関関係の中で、自治体の規模に見合った行政執行体制を構築していく必要があると考えておりますが、合併当初から部の編成の見直しを実施していないこともあり、現状としては、職員数の減少にやや対応できていないという認識

を持っております。

このようなことから、今後は、部の再編も視野に入れて、コンパクトで機動的な組織体制を検討してまいりたいと考えております。

次に、職員定数の適正人数をどのように考えているかにつきましては、これまでも事務事業の見直し等により職員数を削減してまいりましたが、今後も引き続き事務事業の改善等を行うとともに、退職者と新規採用者との均衡にも留意しながら、行政組織機構のスリム化と重要な課題に対応できる、少数精鋭の職員による、効率的で良質な住民サービスが行える人員配置に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、1つ、冒頭発言の中でも、今、アベノミクス自体が賃金の上昇に結びついていないと、賃金の上昇は必要だというふうにおっしゃったと思うんです。そして一方で、賃金のアップについては、政治がどうのこうのということじゃなくて、民間のレベルの話だというふうにおっしゃったと思うんですよ。これは違うんですね。

やはり政府が、今、最低賃金、非常に低いんですよ、この最低賃金を引き上げるということが、最も効果的だと。これはもうアメリカのオバマ大統領も、最低賃金を1,000円以上に上げるという提案をしているんですね。そういう底上げをするということ、これが一番大事だなというふうにいるんです。

何よりも、経済の6割を占める個人消費が低迷しているわけです。住宅を除く消費の支出は、10月から12月の3カ月連続下回っておりまして、消費が伸びないのは、国民の実質所得がふえていないからなわけでありまして。昨年12月の勤労者世帯の実質収入は、4カ月連続の減少。実質可処分所得も、5カ月連続して減少しているわけです。賃金はもう10年以上伸びていないということなんですよ。

ですから、政治がやるべきことというのは、そういう意味では、最低賃金を一気に引き上げると。そうすると、中小企業は大変ですけども、それには、中小企業に対しても直接的な支援をする。これは同じなんですね、アメリカでも、あとヨーロッパでも。こういうふうに直接的な中小企業への支援策も抱き合わせて最低賃金を上げているということがありますが、市長はこのような施策についてどのように思われますか。

これが実際に好循環になるわけですね。賃金が上がって消費が伸びれば、そのお金がまた企業の生産に回っていく、これが非常に効果的だというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

直接的、短期的には、最低賃金の引き上げ、また、それによる負担がかかっていく中小企業への直接的な支援策というの、政策としては有効であることは間違いないと思いますが、基本的には労働市場の需給ギャップの問題でありまして、いわゆる経済の活性化がベースになれば、

それは長続きするものではございませんので、経済の活性化をするということ、まずはそこを最終目標にすべきだと思います。

答弁の中でもお話をいたしました、非常に終戦後、高度成長期はよかったです、その後、減速経済に入ってきてから、特に制度、いろんな制度が制度疲労を起こしてしまっていて、もう規制緩和が進まない。基本的にはそういう問題が私はあるのではないかと。徹底した規制緩和をいろんな分野で、介護制度、あるいは土地制度、公務員制度、もうありとあらゆる日本の諸制度が、新しい時代に、もう少子高齢化という未知の領域に入ってきたわけでありますから、抜本的に規制改革をやっけないと、制度疲労を起こしたままではなかなか難しいのではないかと。そのところに成功するかどうかが、アベノミクスの第三の矢の成否の鍵を握ると、こういうふうに認識しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長と経済政策について議論するような場じゃないんですけれどもね。いずれにしても、もう90年代半ばから始まった非正規雇用という、こういうことが急激に拡大されて、正社員のほうが激減して、それで賃金が下がっているという、そういう賃金の抑制装置の役割を果たしてきたわけです。ですから、賃金が上がらなくなったのは、デフレのせいでもないし、その規制緩和の問題でもなく、やはり非正規雇用の拡大といった構造改革が問題だったというふうに思うんですよ。

今度のアベノミクスの成長戦略が、これが非正規労働を固定化しちゃうんです。ですから、ちょっとさきに述べましたように、このままアベノミクスの成長戦略のいわゆる雇用政策を続けちゃって完全に実施すると、約42兆円の収入減になってしまうと。働く人たちの賃金が下がれば、これは、経済、日本の土台が崩れるというふうに私は思うんです。

消費税の問題なんです、アベノミクスはこの金融バブルをつくりましたよね。でも、実際に大もうけしたのは一部の輸出大企業でした。一方で中小企業が大変になる。大金持ちはますます大金持ちになったけれども、本当に庶民はもう値上げ値上げで苦しんでいるという状況になっているんです。そういう意味では、アベノミクスは効果があったんじゃないかと、逆に中小と大企業、それから大金持ちと庶民、これの経済格差を広げたというふうに思うんですが、市長、そういうふうなお考えは持っておりませんか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

アベノミクスですが、いわゆる為替金融政策、第一、第二の矢で円安株高が演出されたわけです。さらには、その円高と相まって原油とか食料、輸入品の値上げ、一次製品の値上げが相当国際市場で起こっています。それによって物価の上昇があったわけですが、それに見合った賃金上昇になっていないというデータも、確かに去年のデータでは出ているわけでありまして、そういうひずみも相当出ているとは思いますが、これを早く解消しないことにはまずいと私も思っております。そのためにも第三の矢を早く成功させる必要があると、それが先ほどの理屈につながっていくわけでありまして。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

もう経済格差が広がってきているというのは現実なわけですね。今、その成長戦略の問題を言いましたけれども、この成長戦略で本当に労働者がよくなるのかというと、見通しは暗いというふうに思います。

そういう中で、やはり消費税そのものは逆進性があるわけですよね。所得の少ない人にとってはかなりの過重な負担、大金持ちにとってはほんの数%ですよね。そういうところから言うと、今、まだまだ経済が進展、中小企業も含めてですよ、好転していないわけですよね。その好転していないときに消費税を増税する。いろいろな考え方が、賛成する人もあっても、やはり今はやらないほうがいいんじゃないかという声が強いと思うんですよ。そういう意味で、4月からの増税は中止すべきだという声が出ているんじゃないかなというふうに思います。

いずれにしても、庶民の増税ではなくて、大もうけしている大金持ちとか、そういうもうかっている大企業に負担をしていくということが必要であると思います。

それで、次にいくんですけれども、中核都市の件なんですけれども、政令都市になって、そこにかすみぐらうらも加われば、いわゆるまちづくり、それが逆な意味でレベルがアップするというふうなことをおっしゃったのかなというふうに思うんですけれども、市長も、常陽新聞の2月28日付で、協議のあり方について、つくば市と土浦市が基本の形をつくるのは現実的で早いと、かすみぐらうら市が吸収される形でもベターだと見解を示したとありますが、これはどういうことでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まだ土浦・つくばの協議の内容は、余り具体的なところまでにはいかないと思うんです、この1年間は。来年の3月までに方向性を出すと。その後、今度、政令市というか、中核市の形成に向けて進むのか、やめるのか、あるいは、今回、後から参加を申し込んだ4市なんかを入れたものにするのか、2市だけでやるのか、いろんな方向性だけは3月までには決まると思うんですが、来年の。1年後に結論を出すと言っておりますから、決まると思うんですが、その先のことを私は想定して言っているわけです。

私は、もう中核市、あるいは50万、60万の政令市に向けて進むべきだと。その際に、仮に6市が、土俵は同じとしても、全く対等の立場でやっていると、これは調整が大変難しいと思います。例えば敬老祝金の支給、これは典型的なんです、この制度一つにとっても、総予算で見ますとつくば市は6000万とか7000万の規模です。土浦市は200万足らずです。石岡市も似たようなもの。かすみぐらうら市は、現状、法改正していない段階では五、六百万のレベルですが、それほど差があるんです。これを最初から6市で一緒に一つにしようとしても、これは難しいと思います。

ですから、いわゆる標準規格、標準規格と私は言いたいんですが、いわゆるグローバルスタンダードというやつ、標準規格を2市でつくってもらって、つくばと土浦市で標準規格をつくってもらう。LとかSとかMとかという標準規格をつくってもらって、そこに賛同する、標準規格は

こうですと、この標準規格に沿えるところは一緒にやっていきましょうよという形のほうが、現実的には早いのではないかと。5市も6市もで全くごたごたやるよりは、2市でまずは標準規格をつくってもらおう。それは来年以降のことです。来年の3月までは、そこまではいかないと思います。

そういう意味で、将来的には、標準規格をつくってもらったら、その周辺でそこに賛同する人たちが吸収される形でもいいのではないかと。吸収という言葉が適切かどうかはわかりませんが、そういうイメージでお話をしたわけでありませう。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は、広域合併そのものについては、自治体が自治体でなくなると、もうますます住民自治が狭まってしまうという、そういう危険性を持っているというふうに、はらんでいると思っております。

土浦市長が、やはり課題が多いと。つい3月3日ですか、記者会見したんですかね。勉強会をしましょうと。ただ、あと残りのかすみがうらを含めて、つくばみらいとかそういうところについて、オブザーバーの参加はいいけれども、毎回ということではなくて、勉強のテーマによっては参加させないようにしたいというふうに言って、広域合併には慎重な立場になっているように思われます。

ちょっと聞きたいんですが、今、実務的には、確かに、敬老祝金の問題を例に出しましたが、細かいところまで調整するというのは、前回の合併協議でも大変な労苦があったと思います。そういう点では、その実務的なところをきちっと決めて、スタンダードな標準規格なるものという発想そのものは理解できるんですが、市長は、来年の3月以降までなかなか進まないかもしれないと、それ以降というふうな見通しを今語ったんじゃないかなと思います。市長は、7月の立候補をこの前表明いたしましたね。そうすると、その自分が任期の間に、あと4年の間に何が何でも実現をさせたいというふうに、まあ自分だけの思いかもしれませんが、そういうふうな形で進みたいというふうな考えですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今お話しの前半の部分であります。広域合併のマイナス面を佐藤さんはおっしゃったわけですが、確かに私もそういう面は危惧をしております。中核市と政令市の違いは、政令指定都市になると特別区制度が織り込まれてきますから、特別区、できれば政令市まで持って行って、強い財政力、行政力を政令市が持って、そして地域住民の末端には、特別区の地域地域に合った、さらにきめ細かい特別区自治制度みたいなのをやっていくのがいいのではないかと。そのためには、やっぱり中核市よりは政令市のほうがいいという考えを持っております。ですから、どうせやるんだったら50万以上にしたいと。法律上の政令市の規格の人口50万以上ということなんです。

あと、後半の時期ですね。時期については、私の任期との絡みですが、仮にこの再選を果たした場合、自分の任期中にばたばたとやってしまうとか、そういうあれではないんですが、ただ、

ちょうど一つの大きな目標点として、平成30年度の国体、さらには31年に東京オリンピックがありますね。総合体育館とか、つくば市長がパラリンピックの機能をつくば体育館に持たせたいとかというようなことを話していますので、やはり茨城国体とかオリンピックというのは、それまでにということが一つの目標になるのではないかと。年数的にも平成30年あたりはちょうどいいのではないかと。そうすると、たまたまなんです、私のもし2期当選を果たした場合の任期中ぐらいのところに行くかなと、そういうふうに予想されます。ただ、そううまくいくかどうかは、まだまだ先の話でありますから、なるべく早く私は目標に向かって進んでいくのがいいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

それから、霞ヶ浦二橋のほうについては、かなり、県のランドデザインにはあるけれども、具体化はまだまだ先だということみたいですが、霞ヶ浦第二橋という話になると、いわゆる跨線橋の話も出てくるかなと思うんですが、そういう意味では、総合的なこの県南と鹿行を結ぶというのは、県のほうでは具体的な協議はされているんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦二橋のルートですが、県のいわゆるランドデザインの点線に入っているんです。県構想の中に点線に入っているんです。それが実線にならないと、調査費とか何かつかないわけです。調査費が付き始めると、要するに実行段階になると実線になってくるわけですが、今のところ点線で、もう20年近く点線の状態でいるということです。

その点線ルートですが、阿見の島津って、予科練記念館がある、少し美浦寄りですよ。そこから旧出島地区に入って、出島地区のどこに入るかも、崎浜なのか、それとも環境自然センター、あそこら辺なのか、その議論もあると思います。

それと、鹿行じゃなくて小美玉、玉里のほうです。今度、出島地区から玉里のほうへ向うから、高浜にかかるので、二橋になるわけです。1つが阿見から出島、出島から玉里、玉里から小川方面です。ですから、小川も県央だから鹿行じゃないですよ。鹿行は霞ヶ浦大橋が今ありますから、それとはルートが違います。茨城空港のほうに向かうということです。それがルートになっていまして、いずれにしても、まだ点線段階であるということでもあります。

ただ、県南の大きいプロジェクトが、大分もう大体実現しちゃっていますので、県の県構想の中にある大きい大型プロジェクトは大体もう先が見えてきています。圏央道ももう来年あたりは開通ということで、27年です。圏央道も来年開通すると、もう、あとは県西のほうにもありますけれども、大型プロジェクトはなくなってくるんです。

そういうことから、チャンスではないかということ、県幹部、あるいは県議の大物の人なんかは、そういうちょうど時期的には今が一番いいんだよということで、今、天田町長が会長ですが、大変熱心に天田町長がリードしてやっています。小美玉でも何か議会のほうでこの問題が取

り上げられて、質問した議員さんがいて、小美玉の市長も前向きであると。みんな、大分、ここのムードが盛り上がってきた。ここ二、三年、地元でもムードが盛り上がっているのが現状であります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、点線で二橋の方向が出てはいるけれども、まだ実際には20年動いていないということかなというふうに思います。

それで、ちょっと生活排水ベストプランの件なんですけれども、私は何回も質問をしていますよね。下水道を進めても、実際には加入が進んでいない。また同じように、どんどん下水道事業を進めているけれども、それが進まない。イタチごっこで、拡大すれば拡大するほど、これに追いついていかないという現実があるわけですよね。ですから、それを見直すというのは、やはり今の当市の下水道計画をストップする、こういうことが必要なんじゃないかなというふうに思うんですよ。やっぱり広域でやるよりも、単独の浄化槽、もう今はすばらしいものがあるわけですから、そういう方向で切りかえていくというふうな考えはないんですか。

同じようにまた物すごいお金をかけちゃうわけでしょう。今のままで認可された場所、ありますよね。認可された場所は、松本とか御殿とか金川だけ、ああいうところまで認可区域になっているわけでしょう。そうすると、そこをやる。今度は宍倉のほうもやるとか、もっとどんどん、安飾もやるとか、こんなことになったら、本当にお金が幾らあったって足りないと思うんです。

こういう現実的なところで、やはり霞ヶ浦はきれいにしなきゃいけないけれども、対費用効果を考えたら、こういう莫大なお金をかけるような下水道計画はやはり中止したほうが良いと思うんですが、そういう見直しの中には、中止は考えていないんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

中止も検討対象にはすべきだと思います。従来下水道計画にあった地域をある部分外していくという、エリアから外していくという見直しも、当然、県、国との協議検討対象には私はないと思います。

それとあわせて、下水道は、個別の下水処理場の運営管理費というのは今後相当負担になってくると思うので、2つの処理場を統合するとか、農集は農水省、特環は国交省とか、管轄が違うので難しいところもあるんですが、あるいは県の流域下水道、湖北にある流域下水道に、個別でやっている特環の処理場をつないでいくとか、合同処理してもらうように、今までかすみがうら市で単独処理していたのを今度流域下水道につないでしまうとか、過去にもそういう見直しをやった例がありますが、今回の下水道計画ではそういうことも検討対象にしていくと、そういうことであります。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時15分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、その下水道のエリアの拡大について私が何回か指摘しましたら、そういうエリアの拡大については検討しなきゃいけないと。これは、認可されていたところもどうするか。今言ったその御殿とか金川、松本、こういうところも見直すという範疇に入るんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

はい、見直しの対象に入っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、農業集落排水事業と流域、それから、そういう管理運営について、いかに統合して合理的にやるか。これは県とか国は関係ないですか。こういう国とか県との協議というのは何か必要な気がしますが、こういう協議は必要なんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当然、流域につながり場合は県との協議が必要になりますし、あと特環同士の特定環境のやつも、その合併も国交省との協議が必要ですし、まして、農集と特環の合併なんかは、これは農水と国交の補助もらったやつと一緒にしちゃうというやつですから、そういうところがやっぱり統合できるような規制緩和をしていかないと、本当の効率化は図れないと思います。そういう必要性があるところも当然出てくると思うんです。そういうことも大事だと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、県が生活排水ベストプランを練っていると、検討していると。これは市町村も含めたレベルでやっているんでしょうが、そうすると、それは逆に県だけじゃなくて国との協議も必要であるし、そういうところも含めて県のほうはこの生活排水ベストプランというのは検討しているんでしょうかね。そこまではわかりませんか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当然、もうそれも入ってくると思います。だから、市、県、国とみんな関係してくると思いま

す。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、わかりました。

それから、健やか・安心のほうで、長寿福祉課と健康増進課を統合していくというイメージなんですけど、具体的に実践しないとよくわかりませんが、私、前にもちょっと一般質問で言いましたけれども、保健師の配置の問題が課題かなというふうに思ったんですけども、そういう意味では、人力的にはきちっと確保されているのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今の人員のままなんですけど、多少新採なんかも入っていますし、多少、保健師の増強はされておりますが、今回の一番のポイントは、介護に至らないようにする、いわゆる長寿社会がどんどん進展してきて介護者がふえるわけですが、いかに健康で長生きしてもらうかという、それに対応するためには、長寿と健康を維持するという、いわゆる健康増進課ですね、今までの、これが密接にリンクしていく必要があると。そこに保健師が全面的にかかわっていく。それを包括支援センターで調整していくという、そういう目的を持っております。

そのために、企画課と連携を持った調整官みたいな役目の人間を、絶えず企画課と連携をとりながら、高齢者の健康づくり、健康増進をどうシステム化していくかという調整役を1人、調整官的な人間を配置する予定でおります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると、今、企画課とあわせて、その健康長寿課ですか、これをうまく連携するためには、その企画課の担当が調整担当官としての役割を果たすという意味でしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

課長クラスの企画官を、企画調整官的なものですが、保健センターのほうに配属になります。勤務先は保健センターのほうに企画官が行きます。その企画官は、包括支援センターの、保健センターの中の健康と高齢者対策をリンクさせると同時に、絶えず企画課と連携もとっていくと、そういう役割の課長クラスを配置する予定です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それと、今回のポイントというのは、いわゆる介護に至らないような、予防課という、予防対策が大事だというふうにしてだとおっしゃいましたよね。今、国が、要支援1、2をもう市町村

のほうに追いやっちゃおうという、そういう考え方を持っていて、これにかなりの介護従事者も施設者も反対をしているんですが、これはリンクはしていないと思いますが、こういう要支援に対して市町村にもう丸投げしちゃおうと、いわゆる基準をまるっきり市町村に丸投げするというやり方についてどう思われますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

要支援1、2が今度、全く市町村の責任になりますので、これは本当は国がその分をやってくれればいいんですが、そうすると市町村は負担が軽くなるわけですが、これは言ってもしょうがない話で、国がそうするということでもありますから、否が応でも市町村の責任になってきます。ですから、それをいかに要支援1、2にならないように持っていくというのが、やっぱり市町村の独自の努力をしないと負担はどんどんふえていくということになるので、そういった意味からも、この健康増進と高齢者対策というのはリンクさせる必要があると、そういう面からも必要性があるというふうに考えます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり全国的な基準というのが設けられるべきであって、市町村に全部その分を押しつけるということになると、いわゆる財政力によって本当にバランスが保てなくなるというところがあると思うんです。ましてや、専門的な人も多くなきゃいけないし、体制も確立しなきゃいけないと。予防に、要支援1、2にならない人たちをつくるということは大事なことだと思いますが、要支援1、2になった人について、これがまるっきり市町村に押しつけられるとなると、大変なことになるというふうに私は思います。

それで、あと、ちょっとよくわからないんですが、学校の問題で、相談室なんですけれども、子どもの未来室という名前で、発達障害の対策などというふうなことをおっしゃったと思うんですが、この子どもを守る地域のネットワークも含めて、発達支援業務というのは、何か私、突然出てきたような気がしたんですが、これは何らかのそういう環境が今かすみがうらにあると、だからこれを立ち上げなきゃいけないというふうになったんでしょうか。そこら辺はご答弁できますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この発達障害児というのは今急速にふえているんです。ちょっとパーセンテージは学校によっても違うでしょうけれども、3%とかというんじゃなくて、5%、6%という数字になっているとも言われております。この発達障害児の研究というのは今どんどん進んでいまして、この前もそういう研修会とか講習会があったんですが、関係者に出てもらって講師をしてもらったんですが、学校の先生であるとか、あるいは保育士対象にやったんですが、早く発見することが大事だと言われるようになったんです。本当の専門の人だと、0歳児の段階でわかると。0歳児の

段階で行動をよく観察するとわかるらしいんです。普通の人では全然わからないんですが、もう兆候が0歳のときから出ていると。

ですから、早い対応も必要だし、そういうきめ細かい対応をするために、その関係者にこの見分け方とか対応の仕方なんかを支援していくため、そういう部分を特に未来室の中で重視していこうと。しかも、教育委員会と今は子ども福祉課が別々に、幼稚園は学校教育課、保育園は子ども福祉課となっていますが、それも、教育委員会じゃなくて、幼稚園の子どもたちについても、子ども未来室に一元化して注視していこうと、支援していこうと、そういう目的で子ども未来室はつくっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、発達障害が急速に増加しているということなので、じゃ、こういう施策というのは、特にかすみがうらが特別ではなくて、全県的、全国的にこういう対策をつくっているということなんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全国的ということではないです。あるいは茨城県下でも、どこかの市町村の対応はわかりませんが、かすみがうら市では、今現在、今は子ども支援室、家庭児童相談室ですね、そこにいる職員でかなりそういう部門に明るい方が1人おまして、その人の助言なんかも相当この創設には寄与していると思います。これはかすみがうら市独自のもので、ほかの市町村から、あるいは県からこういう指導があったとか、そういうことではありません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

非常にそういう意味では、非常に貴重な一つの取り組みかなというふうに思います。特に医療機関と連携をして早期に発見して対策をとるということ自体はよろしいと思うんです。やはりこれをどう広報して、アピールして、その情報を提供していくかということが課題になるかなというふうに思います。

それから、豊かな学びと創造のまちづくりの件なんですけど、今、子ども・子育て新制度が、再来年度、平成27年ですか、これが施行ということになって、実際には、安倍内閣が大風呂敷を広げて待機児童対策だと言いながら、財源が4000億円も不足するということで、非難ごうごうになっているようでございます。

今、アンケートをとって、ニーズ調査、これを集計した段階で、その集計をもって、事業計画を9月までにつくるというふうにおっしゃったと思うんです。そうすると、この新制度に向けて市町村が、保育の必要性の認定だとか、さまざまな条例をつくるということになっているようです。これの条例の制定というのは、そういう9月の段階、いわゆる9月議会を想定しているんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

支援事業計画案を9月までに策定して、検討会議というか、そういう支援のための委員会ですね、何らかの委員会に諮って、将来的には条例化するという準備をするということでもあります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

でも、いずれにしても、条例化をしなきゃいけないと思うんです。その条例化は、平成27年度施行を前にして条例化するのか、いや、それ以降でも条例化が可能なのか、そこら辺がわからないんです。今、9月までに事業計画をつくると。今言ったように、私が、保育の必要性の認定に関する条例とか、特定教育・保育施設に関する運営の基準の条例だとか、それから放課後児童クラブの設備と運営の基準に関する条例とか、さまざまな条例があるんです。こういう条例についてどう考えているのかというのをちょっとお聞きしたいんですが、もしまだ決まっていなければよろしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

ご質問にお答えをいたします。

この子ども・子育て支援制度につきましては、先ほど議員さんからのご質問の中で、待機児童の解消、さらに、幼児期に質の高い教育や保育を提供するというその子育て支援策の充実ということを大きな狙いとしております。

現在、平成25年度、今年度に子ども・子育て会議を創設いたしまして、先ほどの子育ての現状、あるいはニーズ等を把握すると、また、26年度につきましては計画を策定していくというふうな予定でもございます。

その中で、いろんなその条例等が発生することでありましたら、後ほど議会への提案ということになるかなというふうに思っています。まだ現在では、現状の調査等に入る一歩手前なものですから、そういうことをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、27年度スタートになりますから、その前に条例を改正する、つくるのかどうかということを確認したいんですが、そういうことでよろしいですか。

早目に、そういう意味では、議会のほうにニーズ調査の結果だとか、それから事業計画の素案だとか、そういうことについてはきちっと協議する場を持っていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

支援会議、子育て会議に諮る案ができた段階で議会のほうにもご相談してまいりたいと、こういうふうに思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、よろしく願いいたします。

あと、小学校の統合の問題で、いろんな交流をするということですが、千代田地区は、3月17日ですか、統合検討委員会で協議をするということになりますが、そういう点では、千代田地区は、そのいわゆる小学校での交流ということについてはまだ視野に入っていないということなんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

佐藤議員おっしゃるとおりで、千代田地区はまだ予定されておりません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、わかりました。

それから、学力向上です。この学力テストを今度は公表するとか、そういうことが打ち出されているようになってきているようであります。この学力テストについては、全国一斉というやり方は、私たちは考えていない。特筆してやることについて否定するものじゃないですが、過度に競争を刺激するようなやり方は適切じゃないというふうに考えていますが、学力向上は大事だというふうに思います。

この先生の授業力向上ということに限って聞きますが、指導力向上講座というもので、教育のレベルアップを図るために、30代から40代の教員の方をここに送るというふうに語っていると思いますが、どういう内容なのか、概要を教えてください。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

来年度、特別に行う事業として、国語と算数なんですけど、東京だと思いますが、大学の教授、造詣の深い先生が小学校に出向いてくださって模範授業をしてくださる。そして、それを参観して協議するというようなことを計画しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

模範授業を聞きながら、それを学んで、自分の教育のやり方について学び、そしてそれを実践していくというきっかけにしたいということですね。

そうすると、それは大体1年に1回とか2回とかという、そういう回数になるかなと思うんですが、やっぱり私は、よく山内庄兵衛議員さんが、上佐谷小学校は学力では1番だというふうにおっしゃっている。その根本には少人数学級があるというふうに確信を持って語っております。私もその立場なんですよ。

やはりそういうところでは、問題は、今、正職員というか、臨時職員の先生が何か多いような話をちょっと聞くんですが、やはりこういう臨時職員の先生だと、学力向上についてどうなのかなというふうに思いますが、もう今、現状は、臨時教員の先生たちは大体どのぐらいいらっしゃるんですか。

わからなければいいです。大体で。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

今、ちょっと資料を持っておりませんが、大きい学校ですと5人ぐらい、下稲吉小学校、東小学校、下稲吉中あたりだと5人程度おります。あと各学校に1人から2人というところだと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私、なぜ聞いたかという、やはりそういうところで、本来、正規の先生である方がつかなくて、臨時職員の方ですと、やはりちょっと指導力の問題なんかがあるんじゃないか。私も前に、下稲吉中学校が荒れていると言われたときに授業参観に行きましたが、やはり臨時職員の先生の対応と正職員の先生の対応じゃ全然違うんです。雲泥の差なんですよ。

そういう点では、やはり今、大規模小学校のことについても、下稲吉中学校、下稲吉小学校、下稲吉東小学校、これは大規模校についてもきちっとしたフォローをしていただく。つまり、先生の教育も、レベルアップも必要ですが、やはりフォローするには人力が必要だと。そういう意味では、特別な、市としてこういう大規模学校には職員をもうちょっと配置する、加配をするというやり方が必要なんじゃないかなと思いますが、そういうところは考えておりませんか。市長なのか教育長なのかはわかりませんが、こういうことは全然考えていないでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

これはお金が絡むことですので、私の一存ではできないことではありますが、私は考えております。現に市費で雇っている教員もおります。また、将来、英語の指導が小学校に入ってきますので、英語のALTというのを今まで話しておったんですが、小学校の子どもたちに丁寧に英語を教えるのには、日本人の英語の先生、これを私は臨時で雇って配置したいなと考えているところです。それから、統廃合について、ことし、霞ヶ浦中学校には市費で1人増員をするという計画でおります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長はどうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

財政的にもしっかりとバックアップ体制をとっていきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

やはり学力をつけるということ自体が、本当に将来の子どもたちの発達に大きく影響いたしますので、それから、学力が十分でないという一方で、やはり荒れとかそういうことが起きているというのがあると思うんです。そういう意味では、聞いていて授業がわからない、こういう状況で一日ただ机に座っているという、こういう子どもたちをなくすということが大事なことだなどというふうに思います。

それから、活力ある産業を育てるまちづくりについてお伺いしますが、今、新規の就農者の支援策について、実際に45歳未満の対象の方をやっているというふうに言われています。この茨城新聞に、課題として、新規就農3年ぶり増というふうに言っていて、若者を中心とする非農家の参入推進が課題となっていると。

今、かすみがうらでは7組で9人、この支援事業になっていると言いますが、こういう方たちは新規の農業者ではないのでしょうか。それとも、新規農業者に対してはどのような扱いをしているか、もしわかればですが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

非農家からの新規就農という形の方が何組とか何人いるかというご質問だと思うんですけれども、この施策のある意味キーポイントでございますけれども、その辺、ちょっと確認はしてございません。

あと、先ほどの人数的なものですけれども、予算ベースでの答弁でした。24年が3組で4人、25年度が4組で5人ということで、累計で7組で9人ということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり新規、新しく農業をやりたいという人たちをどう取り込むかということも大事なことから

なというふうに思います。

それから、霞ヶ浦の水産の振興についてですが、私は何回も、霞ヶ浦の放射能汚染対策を強めるべきだというふうに言っていました。それから、前回は霞ヶ浦漁協に行って、どういう支援が必要かというふうに聞いたときに、ワカサギ孵化の補助金とかというのではなくて、霞ヶ浦の資源を守っていくというこの任務を果たすためには、負担金もしくは委託金で支援してほしいという要請があったんです。

ところが、負担金を見送るといふようなことを何かおっしゃったようなんですが、そういうことなんでしょうか。これは何か漁業組合で言っていたこととちょっと違うんですが、どういうことなのか、ちょっと説明していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

口頭では、今、佐藤議員さんが言われましたように、委託金とかそういう形で支出を願いたいということは1度伺ってはいました。ただ、予算編成の要望ということで、ワカサギの人工孵化と有害駆除の事業の予算の要望ということで、委託金とかそういう形のものはありませんでしたので、同様のワカサギ人工孵化97万5000円の補助金と有害魚の駆除ということで、34万4000円の補助ということで計上してございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

質問に答えていないんですよ。負担金を見送るといふふうに市長が言ったような気がしたので、どういうことですかと聞いたんです。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

負担金を見送るといふのは、25年度の予算に対しての答弁かと思います。実際のところ、まず予算化したしたのは、ウナギの放流関係、あとワカサギの人工孵化関係、あとブルーギル等の除去の予算化を25年度はしてございますけれども、ワカサギについては、豊漁であること、また、支部等で行って、事業を25年度は小規模にしたということで、補助の要請がなされておられません。また、ウナギにつきましても、現在出荷できないという状況でございますので、これについても補助の申請を受けておられません。また、ブルーギルの除去については、今年度は県の事業により行ったということで、25年度については、ブルーギルの駆除、ワカサギの人工孵化、ウナギの放流ということで計上いたしましたけれども、実際は要望なく、支出はしてございません。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

長々答弁しなくたっていいんですよ。もう1回言ったことなんだから。今、平成25年の負担金が見送るということになったというふうに言ったじゃないですか。平成26年も、じゃ、その負担金が見送られる、予算化されていないと。そうすると、霞ヶ浦漁協が、負担金とかそういう委託金が必要だというふうなことを言っていたので、どういうことなんですかと聞いているんですよ。余り余分なことを言わないでくれますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

25年度については、そういうわけで支出してございません。26年度については、ワカサギの人工孵化とブルーギルの駆除については、97万5000円と34万4000円、それぞれ計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、負担金というのはどういうものなんでしょうか。負担金というのはどういうものなんでしょうか。そのワカサギ孵化だとか何とかというんじゃなく、それは補助事業でしょう。負担金というのはどういうことなんでしょうか。そのことを説明していただけますか。そして、負担金が見送ると、26年の予算には負担金はないということで確認されるんじゃないかなと思うんですが、負担金というのをその概念そのものも含めて説明していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午前11時53分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

再開は、午後 1 時30分から再開いたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 4 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

どうもすみませんでした。それでは、お答えいたします。

まず、今年度において漁協サイドにより、事業調整上、各種補助金、負担金の助成は見送るとの報告を受けた次第でありますというこの内容の説明でございますけれども、まず、各補助金といたしますのは、ワカサギの人工孵化とブルーギルの除去の補助金であります。ウナギ放流については、負担金として計上されておりました。ただ、平成25年度につきましては、諸般の事情により支出はしておりません。

また、ウナギの放流の関係ですが、平成24年度まではウナギの放流の負担金については、漁協へ確認したところ、関係、県、市町村、10団体ございますけれども、10団体中のうち7団体は負担金で支出し、県を初め、ほか2団体は補助金で支出しているようでございます。

また、26年度の漁協の事業でございますけれども、この事業に対しての補助金、負担金の関係でございますけれども、現在、関係市町村等を交えて、霞ヶ浦沿岸水産振興協議会の設立に向けて協議をしている状況です。この中で、この条件として、設立後は補助金を負担金にするというような要望があるようでございます。ですから、今年度はまだこの協議会の設立が決まっておりませんので、例年同様に補助金ということで予算計上をしております。

また、負担金にするという場合には、負担金の性質上、事業主体が負担金として各関係団体から徴収して、それを事業費に使うということで、持ち出しがないということがあると思います。といいますのは、現在、補助事業的なことで行っている場合には、当然、事業主体が出さなくなる、支出しなくなるということでもありますので、関係の公共団体の持ち出しが、同額の事業費であれば、多くなるようなことも考えられると思います。

また、負担金と補助金の概念でございますけれども、負担金については、法令または契約等によって地方公共団体が負担することとなるもので、これに区分されて支出されるものということになっております。契約とか法令等でございますけれども、斎場組合とかそういうものについては、地方自治法とかそういうものの法令の中にあるということで、関係市町村から負担金を支出し、斎場等でその運営の財源にするというような形で、事業主体での支出はないものと考えます。また、補助金につきましては、一般的には、特定の事業、研究等を育成、助長するために、地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に支出するものということで、概念上こういうことになっておりますが、なかなか区別が難しいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8 番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、県とその10団体ですか、そこが、7団体が負担金として、3団体が補助金として、何か明確でない。でも、最終的に、いわゆる漁協が、補助金だと、自分たちがまたそれにつけ加えて事業を行わなければならない。つまり、自分たちの資金がなければ事業が行うことができない。負担金の場合は、各地方自治体が負担をしてくれるので、その負担金で事業を行う。少しぐらいの持ち出しはあるかもしれないけれども、ほとんど持ち出しがない、そういうのが負担金というふうに理解するんですが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

口頭で漁協の方から、負担金とか委託金にしてくださいというようなお話があった場合にも、やはり漁協として財源がないので、その負担金等で、それがイコール事業費になるような形で事業をしたいと、そういうことがありましたので、佐藤議員さんが言うとおりでと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、そういうことで、漁協もかなり財源的に苦しいと。特に今の放射能汚染によって、ウナギなんかは今、負担金というような形でも、とてもそれが受け入れられないという現状があるということなので、そういう意味での支援は、負担金及び委託金というふうな形で考えられないかということなんですが、市長はどうお考えですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今後、漁協と相談をした上で、協議しながら決めていきたいと思っています。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、ぜひよろしくお願いします。

私は、霞ヶ浦の再生には放射能汚染対策が必要だと、もう何回も強調してまいりました。もう既に市長にも環境経済部を通じて資料を提出しておりますが、アサザ基金では、今回、霞ヶ浦河川事務所に土浦入りで放射能汚染のモニタリングを共同で実施して、ホットスポット、これが出現した箇所を的確に把握し、覆砂という方法によって、放射能を含む底泥、これに湖底の地下に沈降させて、波浪による拡散を抑え込み、魚類から放射性物質を隔離するという提案をしている。これは、県のほうにも改めて出しているそうです。

それから、改めて、3月4日か5日ですかね、環境センター、あそこの協働も考えているというようなことを言っておりますが、これも、いわゆる覆砂方式というのは、もともと霞ヶ浦河川事務所で水質保全対策として考えていたらしいんです。

こういう方式について、この提案、市長、どういうふうと考えていらっしゃいますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

新しい提案だと思いますが、ちょっと技術的に私どもでは判断しかねますので、県との協議、あるいは相談の中で、いい方法を見つけていけたらと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

何回も環境省に訴えても、農水省に言っても、それから河川事務所に言っても、なかなか動かないと、県に言っても動かないということなので、やはり協働してやってほしいということです。一生懸命になって、いわゆるアサザ基金を中心とした団体が、かなりこの放射能汚染対策に力を入れて、モニタリング調査を何回もやっているんです。ただ、やっぱり民間ですから限界があるんですよ。資金にも限界があるということですので、前にもちょっとお話ししましたが、霞ヶ浦問題協議会ですか、中川市長さんが会長ですよ。そういう意味では、今、放射性物質が川に流れて、それが底泥にどんどん重なっていると。でも、その中でも、ホットスポットというか、窪地にそれがたまと。それを逆に覆砂で押さえ込めば、少しでもいわゆる遮蔽効果が出てくるんじゃないかという発想なんですよ。

アサザ基金とぜひつないで、中川市長でもいいし事務局でもいいですから、話し合う機会を持っていただけませんか。それをまず一つの突破口にして、県及び国に対する働きかけになるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦問題協議会の事務局が環境センターにありますので、ヨシダさんかな、担当の常務みたいな事務方がいますので、その方とちょっと連絡をとってみたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

きのうも飯島代表のほうからメールが届きまして、茨城県宛てにもその霞ヶ浦の放射能対策に対して、森林湖沼環境税と霞ヶ浦環境科学センターを活用することを求める要望書を出したそうです。3月31日に回答を求めているということなので、ちょうど今、霞ヶ浦環境センターの事務局をやっているヨシダさんとうまくつなげるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひフォローのほうを市長でよろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ぜひそのように連絡をとり合ってみてみたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、みんなで作る連携と協働のまちづくりについてなんですが、都市計画税を導入するこの意図は、土地区画整理事業、いわゆる、今、土浦というか、神立駅を中心にして、神立停車場線、それから西口駅前開発、これを一つの課題、これの財源として都市計画税を導入したいと。エリアについては、どこまでエリアになるか。これは、そこに受益を受ける市民が対象になるというふうには何かおっしゃったような気がするんですが、一度確認してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市街化区域内の土地、建物等を持つ方が対象になるかと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市街地で建物、土地を持っている方が対象になると。ということは、これはどこまでの範囲になるのか、これは検討ということなんでしょうけれども、今私が言っているのは、神立停車場線というのが1つありますよね。それから西口開発で橋上化も含めて、こういう財源が非常に不足しているという、その財源の裏づけとしてやるということになると、どこまでの影響範囲なのかというのがよくわからないんですが、今現在、旧千代田地区が、市街地というところがありますよね、いわゆる都市計画図の中で。そこを対象にしているということなんでしょう。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当面は市街化区域が対象になると思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは非常に重大な、増税になるわけですから、この問題については、早目にこの問題について知らせていかなきゃいけないなというふうに思います。いずれにしても、今の開発そのものは否定するものではありませんので、その財源の負担をいかに軽くしていくかということが課題になっていると思いますので、今後とも注視したいというふうに思います。

それから、さらなる行財政改革ということで言っております、できる限り管理部門でやって、住民サービスに影響しないようにやりますよと、少数精鋭でやるというふうに述べておりましたが、この人件費の推移について、総務部長のほうにちょっとお聞きしますが、平成18年度と比較して人件費はどのくらい削減されて、職員数はどのくらい減ったんでしょうか。

ついでに、平成22年度の決算比較。

それから、市長は、平成22年7月でしたっけ、就任は。7月ね。じゃ、平成22年でいいね。

18年と22年の決算比でどのぐらいになっているか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

18年と22年の決算比ということで、18年から22年だと1億5012万1577円……

[佐藤議員「平成18年で合併してからの比較と、まず。あと22年の決算の比較」と呼ぶ]

○総務部長（木川祐一君）

そうですよね。すみません。

18年と22年の比較ですと、先ほど申しました1億5012万1577円という数字でございます。それから、18年と24……

[佐藤議員「ごめんなさい」と呼ぶ]

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ごめんね。今、予算の問題から出発していたから、私、頭の中に、平成26年の予算に対してというふうに言うのを忘れちゃった。平成26年度、今度、これは今、施政方針だから、平成26年度と比較すると、平成18年の決算、平成22年の決算と比較してどのぐらい削減されておりますかと、人数はどのぐらいですかということです。すみません。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

26年の予算と18年の決算との差額ということでございますけれども、これにつきましては、7億9575万8115円ということでございます。それから、22年度との比較でしたか。

[佐藤議員「あと人数」と呼ぶ]

○総務部長（木川祐一君）

人数につきましては、120人ほど減になってございます。

それと、22年の決算の比較ですよね。22年と26年の当初予算の比較ですと、6億4563万6538円ということでございます。それから人数は、全体で75名ほど減ということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、18年度と比較しますと8億円、人数が120人、22年の市長が当選してなつてからは、そのうち6億4000万円弱、75人と。宮嶋市長がなつてから、ぐっと激減してきているということなのかなというふうに思いますが、職員の定数は条例で定めることになってはいますが、この条例についてどのように考えていますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

条例につきましては、このところ見直しもされておらないという認識でございます。合併当初の人数がそのまま条例の中に生かされているというふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、市長は、この定数条例を改正するというお考えでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今のところ、定数条例を早急に改正するという考えは持っておりません。定数条例のほうは、何名以内ということで、それ以内であれば問題ないということでもありますから、当面、急いで改正する必要はないと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

定数は条例として定まっておるわけですね。必要だからやっているわけなんですよ。例えば議会事務局は、8人ですか、でも、今度はその半分ですよ。5人いたのが今度4人にしてくれということで、今、議会のほうでは、これは認められないというふうに言っているわけですね。そういう意味では、決めなければいいんだということじゃなくて、真剣な議論がされなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

それと、市長は岡崎議員の質問に答えて、何か究極の削減だというようなことで、民間委託だとか、いわゆる指定管理者制度なんかをおっしゃったと思うんですが、市長は、この定数条例も含めて、60歳の定年制度についてどのように考えていますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

65歳まで年々、年金の受給開始年齢が、2年ごとですか、改正されていくわけでありましたが、引き上げられていくわけでありましたが、それに対応して、60歳定年を迎えた人に対して再雇用制度が法律化されたわけです。私は、それはそれで制度としていいと思うんです。

また、ただ、問題は、58歳で役職定年を、当市は今、私の方針としてとっていますので、58歳のときにおやめになる方がいるわけですが、現実的には。過去、もうことしだけでなく去年も出ているわけでありまして、そういった人たちが後進に道を譲りやすいようにするのにも、いわゆる法律上の再雇用延長、再任用じゃなくて、市独自の要綱で今、再任用に準じるものということで嘱託採用制度をとっております。今後もこれは続けたいというふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市独自の要綱で、58歳から退職というか勧奨退職を受けて、また働けるような環境をつくる、

それがその要綱という意味ですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

再任用制度の給与表を援用する形で、いわゆる嘱託採用という方法を今とっております。58歳役職定年になった人が勧奨退職しやすい環境をつくっていくと、そういう考えでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり今、58歳という、今65歳まで、民間であれば基本的に65歳まで働ける。ある程度の役職になれば、65歳まででも十分にきちっとした報酬を受けて働ける環境が出ているわけです。今、私も市の職員の何人かからお話を伺っていますが、若い職員たちは、50歳以上は高齢公務員と言われて、派遣要請に応じないことを理由にやめさせることに不安を感じていると。もう定年に近いから、給料が多いからということだけで切り捨てられてよいものでしょうか。後輩の育成、指導に経験を生かしてほしいと思います。それから、震災に備えて、権限移譲や住民ニーズの多様化により事務が増加しています。職員削減により絶対数が減少していますという、これが現場の声ではないかなというふうに思うんです。

それで、定数条例の問題も含めてお聞きしますと、日経新聞の切り抜きに、国保、民間に一括委託、窓口や保険料徴収、東京の足立区が初めてというような記事がありました。市長は、自治体の事務を民間に委託する、それから、いわゆる非正規雇用と称する臨時職員の採用で賄う、それから、指定管理者制度を使うというようなことを言いまして、職員定数を限りなく削減するというようなことをお話ししたと思うんです。窓口業務などを民間委託する考えが今おありなんではないでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

窓口委託の民間委託ということは、最近、新聞記事等でも結構出るようになってまいりました。そういう対応ができる企業がぼつぼつ出てきたということだろうと思います。公務員制度というのは、常勤一般職が対応するというのが、ずっと長い間、そういう慣行が続いてきているわけですが、私は、今後の公務員制度の中では、例えば牛久市の例なんかは、非常勤一般職という制度をとっております。これは、いわゆる常勤一般職というのは7時間45分ですが、週5日勤務というのがベースであります。週4日勤務もしくは3日勤務とか、あるいは6時間勤務とか7時間15分勤務とか、7時間30分で5日間勤務とか、これも非常勤一般職になります。そういう人たちのための給与表をもちろん市でつくっているわけです。この活用が、牛久市の場合、もう既に職員の半分が、そういう対応、そういう職員になっているという現状があります。それで、非常に全体の市の人件費を圧縮しつつ、住民サービスも低下させないと。

牛久市なんかは、東京に限りませんが、要するに、いわゆる学卒の女子の方で優秀な方が都内の企業に事務職で勤めておって、結婚退職なんかをして牛久市に住む例が多いらしくて、そうい

う職員の人を、いわゆるハローワーク経由、もしくは市役所の広報で一般募集すると、結構、優秀な人材が集まるそうなんです。そういう人の活用をしているということでもありますから、私は、そういう例も非常に参考になると思って、これを事務方に、これは全国で牛久市しかないみたいですが、それに少し似ているのが、国立か何かあっちのほうでもあるらしいんですが、非常に参考になる例だと思います。

また、いわゆる民間企業と提携した指定管理者制度であるとか、事務委託であるとか、あるいは施設管理についてはPFIであるとか、新しい施設を建てる場合ですが、いろんな、今、行政サービスの手法が用いられておりますので、そういったことは、今後、絶えず、いわゆる研究ターゲットにしていきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長はそういうふうな考え方を持っていらっしゃると思うんですが、やはり民間委託等による、その民間の能力の活用と言いますが、そういう意味では、一方で、公的な責任という、公務員としてきちっと宣誓して公務員の役割を果たすということになっているこの公務員制度の中で、やはり民間委託を安易に行うことは、公的な責任をないがしろにするものだというふうに思います。一方で、その働く者の賃金が引き下がる要因にもなってくると思いますので、これは官製ワーキングプアにつながってくると思いますので、その点についてはきちっと認識していただいて、この定数管理については慎重に行っていただきたいと、そのことを述べまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

これにて施政方針に対する質疑を終了いたします。

日程第 2 議案第 2 号ないし議案第 2 9 号

○議長（鈴木良道君）

日程第 2、議案第 2 号ないし第 29 号までの 28 件を、会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案の 27 号、平成 26 年度かすみがうら市水道事業会計予算についてお尋ねします。

今回、非常に私も何回見ても理解ができないというのがあるんです。私もデータをずっと系統

的につくってファイリングしているんですが、今度は地方公営企業が改正されるというふうになっております。これと予算の概要について質問をしたいと思います。

まずお聞きしたいのは、法改正で会計基準が変わると来年度予算がどのように変わるのか、簡潔にお答えいただけます。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

それでは、地方公営企業会計制度等に関しましてお答えいたします。

まず、昭和41年以来、大きな改正がこの制度につきましてはなされておりました。平成23年4月に資本制度が改正、平成24年1月にはさらに会計基準等の改正が行われております。ちょっと長くなってしまいますが、この会計基準の改正につきましては、平成26年度の予算及び決算から適用されることとなっております。したがって、26年度予算が最初の適用の年ということになります。

会計制度の見直しにつきましては、大きく制度と基準の見直しになります。できるだけ簡潔にお答えしたいと思います。

まず、会計制度の見直しとしましては、資本制度と貸借対照表の資本の中の資本金の取り扱いの見直しが主な内容でございます。予算書の15ページに貸借対照表、平成26年度のものがございます。こちらが、新しい会計制度のもとでつくるものでございます。貸借対照表の資本の部の中に、5としまして剰余金という項目がございます。剰余金は、利益剰余金と資本剰余金の2つに分かれてございます。今回、いずれとも改正、見直しが行われております。

まず、利益剰余金の改正から説明をさせていただきたいと思います。利益剰余金の中の減債積立金の取り扱いが改正されております。これまで純利益が出た場合には、その20分の1以上を減債積立金として積み立てるという義務づけがなされておりましたが、今回からこの規定が廃止となっております。

もう一つの大きな見直しであります資本剰余金、こちらの取り扱いについて説明をさせていただきます。資本剰余金は、国庫補助金と工事負担金とが主なものでございます。これまで国庫補助金と工事負担金は、決算におきましてその全額を資本剰余金として貸借対照表の中の資産に計上しておりましたが、これからは、長期前受金として、資本ではなく負債に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化していくということにされました。

続きまして、会計基準の改正につきましてでございますが、基準につきましては、地方公営企業が会計を整理するに当たり、よるべき指針というものが規定されております。こちらは、法改正を受けて基準が見直しされたというものでございます。指針の中におきまして、こちらは、同じ資本なんですが、借入資本金として企業債を、今まで資本だったんですけれども、これからは負債に整理することになります。それと、固定資産の償却方法についてでございますけれども、みなし償却は廃止されまして、これからはフル償却ということになります。それと、引当金の計上、こちらも基準の中で義務づけがされております。

これが主な内容でございます。

引当金につきましては、新たな項目でございまして、まず退職給与引当金、こちらの計上の義務が課されておりますが、それと賞与引当金、修繕引当金、貸倒引当金、こちらのものも計上の義務がされてございます。

ただ、義務づけされた中で、退職給与引当金につきましては、水道課職員の退職手当は一般会計がその全額を負担しますので、予算計上はしていないところでございます。こちらは予算の注記にその旨を記載することとされます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

資本剰余金という、この収益化というのがちょっとわかりづらいんですが、これはどういうことですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

この収益化という今までにないものがございまして、再度説明をさせていただきたいと思っております。

毎年度決算をいたしまして、国庫補助金等につきましては、年度ごとに、先ほど申し上げましたが、資本剰余金として積み上げて計上しております。それで、積み上げるだけでございまして、国庫補助金等により取得しました資産がなくなる限り、貸借対照表にはそのまま資本ということでこれまで計上してずっとおります。

今回の会計基準の見直しによりまして、本来、国庫補助金等につきましては、水道料金の抑制策として水道事業に助成しているものなので、これは国のほうの立場なんですけれども、それを今後は決算の中で、助成されているというのを明らかにさせていく必要があるということで、定められたものでございます。これによりまして、実態を財務諸表に反映させるため、会計上、一度、3条予算に長期前受金戻入額を計上いたしまして、決算においてバランスシートに反映させていくと、そういう会計処理になります。

国庫補助金等によります資本剰余金を減価償却に準じて収益化、つまり、通常の減価償却費が増加いたしますので、その増加分を、損益に影響を与えないように、長期前受金戻入として同額を収益として会計処理するものでございます。繰り返しますけれども、長期前受金戻入として、同額を収益として会計処理を行うものでございます。収益分につきましては、貸借対照表から毎年度減額されることとなります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

よくわかりにくいんですけれども、これまでのように内部にとどめているのではなくて、見かけ上の資産を順次減額して、経営の実態をより明らかにしていくというような中身かなというふ

うにと思いますが、そんなものでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

議員お見込みのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、みなし償却と減価償却についてお尋ねしますが、みなし償却というのは、千代田地区のほうはみなし償却をやっていたと。霞ヶ浦地区のほうは、償却費は全額原価に入れていたというふうに、ちょっと私、聞いておるんですが、合併になってかすみがうら市ではどのようにこの減価償却費の計算をしたんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

固定資産を取得した場合、例えば水道管を布設する、浄水場をつくると、こういうような場合でございますけれども、固定資産を取得した場合には、次の年から減価償却費を計算いたします。これまでみなし償却する場合には、その固定資産の取得のときに補助金を受けている場合には、補助金相当分を差し引きます。控除いたすわけです。控除しまして、控除した後の金額を帳簿価格とみなすものでございます。ここでみなすということがございます。みなし償却をすることによりまして、減価償却費が、費用でございますので、少なくて済む、水道料金に反映しないで済むということになっております。

2町合併時におきましては、先ほど議員さんがおっしゃいましたとおりでございます。旧千代田町、水道事業につきましては、みなし償却をしないフル償却でございました。旧千代田町につきましては、みなし償却により減価償却費を積み上げておりました。合併後につきましても、事業は一つでやってございますけれども、減価償却費の計算につきましては、従来どおり、システムの中で並行してやってきております。これを、今後はみなし償却が廃止となってまいりますので、平成26年度からは、みなし償却によらないフル償却一本になるということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、みなし償却というのは、これまで例えば千代田のほうは、何か施設をつくるときに国からの補助金があると。その補助金については、みなし償却というか、減価償却にしないでそのまま資産にしておいて、原価には編入しなかったと。一方、霞ヶ浦のほうについては、国からの補助金があったとしても、全額を減価償却にしていたと。だからそういう意味では、原価を霞ヶ浦と千代田地区に比較すると、原価が、正確じゃないですけども、今までは別々だったので、意外と比較はちょっと難しかったかもしれないということなのかなと思うんです。

私も何回か計算したことがあったんですけども、霞ヶ浦地区のやつを計算しますと、減価償却が、極めて占める割合が大きかったんですよ。一方、千代田のほうは、減価償却に占める割合が少なかったと、そういうことになると思うんです。

そういうことになる、今回はみなし償却をやめるとなると、原価が見かけ上高くなるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

議員おっしゃるとおりでございます。千代田分、みなし償却をしないということで、たしか2800万ぐらい減価償却費がふえるということになります。こちらにつきましては、先ほどご説明いたしましたように、長期前受金戻入ということで、3条予算の収益のほうに反映させるものがございますので、水道料金の値上げ等にはつながらないように経理処理がなされていくものと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、こういう表をいただいたんですが、この収益的収入と支出について、予算額が昨年度と比して増減しているという、そういう具体的なところを、新会計基準について簡単に、本当に簡単でいいですから、わかりやすく。わかりにくかったらあれですが、簡単に説明をいただけますか。この表でよろしいですよ。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

議員に今お示しいただきました表でございますけれども、平成26年度から新しい会計基準が適用されるということで、なるべくわかりやすくと思ひまして、こちらは独自につくらせてもらったものでございます。

まず、平成26年度の収入につきましては、長期前受金戻入という、現金収入を伴わない収入ですね、現金としては入らないんですが、会計処理上収益とみなす収入がありますので、その分、昨年度より大きくなってございます。それと支出につきましては、減価償却費のみなし償却をしない分、それとあわせて各種引当金を計上する必要があるございますので、支出にはそちらの分が計上してございます。これらによりまして、平成25年度よりも、収入、支出とも大きな予算になってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、この実態としては、前回の25年度予算と違っているのは、長期前受金の戻入ですか、それから、こっち側のほうは、減価償却費が、みなし償却が入ったことによって大きくな

る。そして、貸倒引当金とかそういうやつのほうもつけ加えて大きくなるということになるかと思いますが、この25年度と26年度をどうやってデータとして整理すればよろしいのか、その点についてちょっとご説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

今後でございますが、ここしばらく、恐らく改正はないものと考えておりますので、今回の切りかえたところで今後のご説明していくことになるかと思っております。

それで、昨年度と見かけは大きくなってございますけれども、現金の収入、現金の支出、こちらにつきましては昨年と同様でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと4条予算の件なんですけれども、その資本的収入及び支出に関して、その4条予算に関しては、新しい会計基準になっても余り変わっていないように見受けられますが、昨年度と大きく違うところはどこなんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

議員お見込みのとおり、4条予算につきましては、これまでと同様の予算の組み方を行っております。法改正は特に行われておりません。

ただ、資本的支出につきましては、建設工事が主なものでございますので、26年度といたしましては、震災対応として3カ年で実施しております、霞ヶ浦地区から千代田地区浄水場への送水管布設工事の最終年度としての工事、それと霞ヶ浦浄水場にあります滅菌装置、こちらは塩素ガスでございますけれども、次亜塩素を使う装置への更新、こちらは多額の費用を要するものでございます。それと、例年も行っておりますけれども、老朽化した配水管の更新、あるいは新設工事を予定しておりますので、事業費が膨らんでおります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この損益計算書と貸借対照表なんですけど、会計基準が変わるとこれも大きく変わるのかどうか。平成26年度の決算で改めて説明することになると思うんですが、今度、26年度の3月31日という項目が出てくると思うんです。これは概略でいいんですが、簡単にちよつとここら辺の違い、変わる点、説明していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでして、損益計算及び貸借対照表につきましては、平成26年度の決算の中でご説明していくこととなります。今は予定の段階でございます。

それで、まず、通常、予算書には予定の損益計算書をつけているところでございます。それで、平成25年度、今年度の決算につきましては、古い旧の会計基準により作成することとされておりますので、変わるところはございません。平成25年度の決算につきましては、古い基準でということになります。ただ、来年度につきましては、新会計基準で作成しました26年度の予算書と整合性を持たせたものとなる予定でございます。

それと貸借対照表、バランスシートにつきましては、予算書には、本年度と来年度ですか、予定の貸借対照表を作成しているところでございます。こちらも今年度はやっぱり古い基準で作成いたしますが、来年度の予定の貸借対照表につきましては、新基準へ移行したものであるということでございます。

これまで説明いたしましたように、資産の部、負債の部、それぞれ会計基準が変わってございます。資産の部につきましては、これまではなかった貸倒引当金、負債の部には賞与・法定福利引当金、それと長期前受金の科目が新たに追加されてございます。それと、資本剰余金の取り扱いが、先ほどご説明いたしましたけれども、資本から負債として取り扱うこととされますので、中で大きな振りかえが必要になってくることとなります。結果といたしまして、負債と資本の額が、今年度と比べまして大きく変わるということになります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その貸倒引当金とか給与引当金とか、今いろいろ説明がありましたけれども、貸倒引当金について、予算書の注記で、債権の不能欠損による損失に備えるため、実績率等により回収不能見込み額を計上している。こういうのがあったんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。これはちょっとよくわからないんですが。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

引当金につきましては今までないところございましたけれども、一般企業に合わせるような形になるかと思っておりますけれども、会計の透明性を高めるために、今回、民間企業の会計に近づけるために設定されたものでございます。

今ご質問いただきました貸倒引当金につきまして説明をさせていただきます。

水道料金は、金銭債権とされているものでございます。金銭債権である水道料金の将来の貸し倒れに備えまして設定する引当金となります。水道料金債権につきましては、司法上の金銭債権であり、民法の第173条の2が適用されまして、消滅時効は2年とされております。

しかしながら、民法上は、債務者側から時効の援用、もう私は支払いませんよというような時効の援用がなされない限り、ずっと債権、債務として残ることになっております。

このため、来年度収納見込み額を勘案いたしまして、この2年以上前のものがございますけれども、収納を勘案いたしまして、今回の9024万1000円の貸倒引当金を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その貸倒引当金というのは、そういう意味では回収見込みがないということなんでしょうか。具体的なところを、9000万ぐらいは引当金にしているということになっているみたいなので、その点、ちょっと、今、私が、何かその債権の不納欠損による損失に備えるためというのがあるので、これとリンクしているんじゃないかなと思ったので、ちょっとその点、簡単に。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

こちらは引当金ということでございますので、この9000万以上のお金がそっくり不納欠損した場合であっても会計を棄損しないように、改めて引当金として設定をしておくというものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、ちょっとまだよくわかりません。十分にはわかりませんので、随時、議案質疑なり、その事前に細かいところの数字については教えていただくようお願いして、私の質問にさせていただきます。

終わります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時38分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それでは、私は、議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算について、大局的な見地から質疑をさせていただきます。

まず初めに、かすみがうら市の市債、つまり借金についてお伺いいたします。

平成21年度から26年度の当初予算書における、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する調書から算出いたしますと、平成19年度から22年度末の3年間にふえた借金は約5億7000万円であります。一方、平成23年度から26年度までの3年間にふえた借金は、24億500万にも上ります。端的に言いますと、宮嶋市長は約4倍の借金をふやしながら財政を運営してきたということになります。

ちなみに、この約24億円の返済総額は、やがて1.6倍の約39億円にも膨れ上がります。かすみがうら市の負の遺産となることは必至であります。

補足いたしますと、この返済額の条件は、金利2%、20年間償還でざっくりと計算してございます。

市長のスローガンは財政再建でありますから、ならば、まず最初に宮嶋市長が実施すべきことは、新たな借金をふやさないことではないでしょうか。これは宮嶋市長自身の判断でできるわけです。

平成26年度予算は、ばらまきと大型事業により多額の借金をふやそうとしております。このまま実行されれば、かすみがうら市は間違いなく財政破綻してしまうのではないのでしょうか。これでは、言っていることとやっていることが真逆ではないのでしょうか。

平成26年2月28日の朝日新聞の記事の記載を見れば、市長は、かすみがうら市の財政を企業に例えたらうちは倒産会社と述べたと書かれております。これはまるで他人事のような発言ではないのでしょうか。倒産会社がどうしてばらまきや大型公共事業の予算を新年度予算に計上できるのでしょうか。

また、記事には、小中学生の学校給食費を無料にする方針を決めた。所得制限なしに完全無償化を実施している市町村は現在県内にはない。ただ、市長選を7月に控え、ばらまきではとの声も出ており、3月の市議会で新年度予算案がすんなり通るかどうかは微妙だとも記載されております。

報道機関も、かすみがうら市のばらまき政策と財政運営に対して疑問を抱いている状況であります。このままでは、宮嶋市長の財政運営による人為的な財政破綻のおそれさえ感じざるを得ません。市長は、自分で言った倒産会社が現実のものとなるよう、意図的に財産破綻させようとしているのではないのでしょうか。

そこで伺いますが、このように借金をふやしたことを踏まえ、平成26年度予算は、どのような財政的な観点に立ち、市長は予算編成を指示したのか、答弁願います。この点については、将来に対するトップとしての責任も踏まえ、市長としての基本的な考え方について答弁を求めます。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大きい流れをまず申し上げますが、近年、財政の大きな部分を占めるのは、もちろん社会保障

費等もありますが、いわゆる負債要因として大きくなっているのは、やはり学校施設関係の事業が、いわゆる、今、小松崎議員がおっしゃった大型事業に属すると思います。いわゆる学校施設以外の建設事業というのは、ほとんど学校施設と神立駅関係です。神立駅周辺整備関係が大きいわけではありますが、特に学校施設関係が一番大きいです。学校の統合に向けた、あるいは統合じゃなくて耐震、あるいは施設整備、そういった行政需要が非常に強いわけがあります。そういったところから、いわゆる補助金以外の一財の部分で大変困難な財政運営を強いられているのが実情でございます。さらに、毎年、臨時財政対策債も積み上がっておりまして、これも毎年、10億にはなりません、9億とか10億の臨時財政対策債の発行を余儀なくされているのが現状でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

最初の質問では、財政破綻のおそれもあるということで伺ったわけですから、それがあつかないかぐらいははっきりおっしゃってくださいよ、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、多分、かすみがうら市が財政破綻するとすれば、それは国債価格の急落によるものが考えられます。これは、かすみがうら市だけが単独で財政破綻するということは余り考えられないと思います。今の市の財政指標を見る限り。というのは、国の制度そのものがこういう財政状況を許しているわけでありますから。しかし、この国の信用がなくなったときには、もちろん地方の信用も一挙になくなります。国の信用の国債価格の下落によって、当然、もう国も地方も一遍にだめになるわけであります。

そういった意味で、財政破綻の危険がないわけではありませんが、土浦もつくばも石岡も何ともないのかすみがうら市だけが今すぐ財政破綻の状況にあるとは、単独での財政破綻というのは考えにくいと。私が言っている財政破綻というのは、日本国全体の財政破綻の巻き添えを、その責任の一端もかすみがうら市にはあると、そういう観点から申しております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今の回答については後で総括的にお話ししますが、次に、市の貯金、財政調整基金の取り崩しについて伺います。

この貯金の取り崩し額は、平成22年度では約3億円であったものが、26年度では実に約7億円ということになっております。また、平成25年度末の財政調整基金、これは自由に使える貯金残高でありますけれども、平成26年度予算の概要と主要事業から読み取りますと、約21億円であるため、仮に毎年この7億円を取り崩せば、3年間は予算が組めても、4年目には貯金が底をつくことになります。

さらに、配付資料の長期財政見通しによれば、平成26年度の借金やばらまき予算が反映され

ば、平成30年度の返済額は約23億円にも達し、来年度の返済額18億円よりも5億円も増大することになります。つまり、このまま進めれば、4年後には貯金も底をつき、実に12億円近い財源不足に陥ることが予想されるわけであります。

このような状況にもかかわらず宮嶋市長は、新たに小中学校の給食費の無料化や霞ヶ浦地区の小学校統合の予算を盛り込んでおります。4年後には給食費を有料化に戻さざるを得ず、これまで実施してきた中学生までの医療費の無料化も、今までどおりにできなくなります。また、スクールバスさえ有料化にしなければならなくなってしまうのではないのでしょうか。そして、市の財政が立ち行かなくなり、その結果、増税しなければならぬ事態となることでしょうか。だからこそ、都市計画税を検討しているのではないのでしょうか。

そこで伺いますけれども、市長は、平成26年度以降も財政調整基金を取り崩して予算編成を行うつもりなのかどうか、答弁願います。

財政調整基金の取り崩しについての2点目として、26年度はどのような視点から取り崩しを行ったのか、基本的な考え方も答弁願います。

あわせて、市長の答弁として、給食費の無料化は、財政的な見地から本当に長期の担保ができるのかも伺いますので、よろしく願います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

財調基金については、18年合併当初からずっと見てみますと、20年度、21年度ぐらいのベースは、7億程度の取り崩しがあったように記憶しております。それが、私、22年度以降、22、23、24、25と、多分22も含めてですが、3億前後で、ずっと取り崩しが減ってきていると思います。積み上げはやっておりますので。

26年度予算について8億近い財調の取り崩しが今回予算計上されておりますが、これは、先ほど申し上げましたように、やはり神立駅の関係とか、神立駅の周辺の整備、あるいは神立停車場線、さらには、さっきお話した学校統合によるもの、そういった一時的な施設整備、街路整備等の需要が大変多いために、もちろん学校給食費もその1億5000万で、色がついていないので、それも入ってはおりますが、大きいのは、やはり短期的な要因として多いのは、学校整備費が多いかと思えます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

最初の質問は、26年度以降もこの財政調整基金を取り崩していく予算を組むのかということです。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今お話ししましたように、学校整備、特に、今、下稲吉小学校、さらには統合と重なっており

ますから、学校整備費等が今最盛期でありますから、これは大きいと思います。また、神立駅関係と市街化整備ですね。これが多いので、今年度はそういうことになりましたが、27年、28年の見通しであります。幾らか落ちついていくものとは思いますが、やはりハイレベルの取り崩しは免れないかなと、5億とか8億のレベルにはなるのではないかと、こういうふうを考えております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

もう一つありましたよね、給食費の無料化。これは本当に長期に無料化が担保できるのか、この辺、答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは一時的な施設整備費とは違いますので、いわゆる人件費であるとか、いわゆる学校運営費であるとか、そういうものは一時的なものとは違いますので、人件費なんかの削減も、先ほど佐藤議員の質問の中でありましたけれども、とにかく相当ハイスピードでやっております。この4年間で6億5000万ということは、以前のペースの3倍、4倍のペースでありますから、相当のペースでやっているわけでありまして、そういったいわゆる通常ベースの中に給食費は私は繰り込めると。それだけの通常ベースの財政削減をやっているんで、その一部還元策として、今一番必要な子育て支援に回していきたいと、こういうふうを考えております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、これ、今るる説明がありましたけれども、長期に無料化ができるのかどうかということをお尋ねしたわけですから、一言で言ってくださいよ。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは、1億5000ですから、長期にできるものと考えております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長は少な目に1億5000と言っていますけれども、1億6000万ですよ、1億5800万円ですからね。1億6000と訂正してくださいよ。

これはいいです。

次に、長期財政見通しについて伺います。

配付資料、いただきました資料の中に長期財政見通しがありまして、その中では、平成26年度の歳入は167億9400万円、歳出は166億4200万円を見込んであります。この表ですよ。この資料1

の34ページ、ここには、今言ったように、歳入167億9400万、26年度ですよ。歳出は166億4200万円。26年度から拾ってみてください。

ところが、平成26年度予算書では、歳入歳出とも172億6000万円と計上してあるんです。財政見通し試算額と当初予算の額は大きくかけ離れて、約4億7000万も多くなっております。市の財政運営の指標となる長期財政見通しにおいて、直近の平成26年の当初予算でさえ約4億7000万円も違っているというような甘い見通しでは、本市の財政運営が計画的に行われているかどうか大変危惧するところでございます。

つまり、この長期財政見通しをベースとすれば、本来、平成26年度は168億円程度に抑えるべきところを、財政調整基金を昨年より約4億8700万円も余計に取り崩して帳尻を合わせた予算にしているのではないのでしょうか。それを裏づけるかのように、財政調整基金の取り崩し額と長期計画と新年度予算の差額が近い数字になっているわけであります。

市長は、長期財政見通しを無視し、歳出額に4億7000万円を上積みし、その財源がないため、市の貯金である財政調整基金を取り崩して帳尻を合わせたのではないのでしょうか。この点について、市長としての基本的な考えを伺います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この資料は25年9月につくった資料でありまして、このときの見通しとは、172億ですから、6億ぐらい見通しがずれているということは言えると思います。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、これ、我々議会にこの資料として提出しているんですよ、平成26年度予算の概要と主要事業ということで。昨年の6月とかにつくったと言いますけれども、そんないいかげんなものを我々議会に、この長期財政見通しを提出したんですか。おかしいでしょうよ、これ。これは市の長期財政見通しですよ。今回の来年度の予算編成の中でのその資料としていただいているものなんです。市長が、今回は172億予算を上げますよ、その見通しとその予算が全然違うじゃないですか。今、そのことを言っているんですよ。もう一回答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは、先ほど申しましたように、25年9月に作成したものなので、それをそのまま出したものであります。ですから、これを差しかえるかどうかについてちょっと今検討させますので、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時02分

再 開 午後 3時07分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

長期的な財政見通しにつきましては、作成が、先ほどもお話ししましたように、25年9月となっております。24年度の一般会計決算及び25年度の一般会計当初予算見込み額をベースに作成しております。そういったことから、26年度の当初予算には必ずしも合致していない部分がございます。ここ数年間は、先ほどもお話ししましたように、当市の鉄道玄関口となる神立駅の周辺整備事業、西口の土地区画整理と駅橋上化、停車場線、こういったものや、学校統廃合事業、さらには下稲吉小学校の整備事業など大型の公共事業が続くことから、起債償還額が増大することにより、財政の圧迫は当然予想されるわけであります。

投資的経費であるインフラ整備は、ある程度は必要であると考えますが、これら大型事業を考慮すると、歳出抑制は必要不可欠なものと思います。起債償還額のピークを迎えるまでは、減債基金等の積み増しを十分しておくことが重要であるとの認識をしております。

また、歳出の増加につきましては、その財源として基金を取り崩すことは、ある程度想定していかなければならないことですが、その一方で、行政改革のさらなる取り組みにより、物件費、人件費を初め、経常経費の縮減や事務事業評価による事業見直し等によって、歳出の抑制に努め、財源確保をしていきたい、こういうふうを考えております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

先ほどの市長の答弁の中でちょっと確認したいことがありまして、財政調整基金の取り崩し、私が就任する前は、でも、七、八億ぐらいはあったというふうに伺ったんですが、それは何年度のことを指すのかお答え願います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと今、資料を持ち合わせてはないんですが、記憶を頼りにしておりますと、21年度ぐらいまでだったと思うんですが、六、七億のベースで取り崩しをしてきている記憶がございます。それが、23、4、5あたりは3億前後にした経緯がございます。それが今回は28億と急増したわけでありまして、それは、先ほどお話ししたような要因によるものであります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

私が調べたところでは、平成22年度で3億円の取り崩しなんです。その前もその程度で推移してきたというのを私は認識しております。これはまた後ではっきり提示していただきたいと思っております。

それから、この今の長期財政見通しからすれば、平成26年度から28年度までの投資的経費は、毎年ですよ、約24億円から35億円あったものが、平成29年度以降は5億から6億と急激に減少しております。これでは災害があっても対策する資金さえなくなってしまうのではないのでしょうか。だからこそ、毎年平準化した予算を編成し、何らかの災害があった場合に備え、財政調整基金を温存しておくことが、財政再建を唱えている市長が財政手腕を発揮するところではないんじゃないのでしょうか。これでは、市長の言っていることとは真逆の政策で、将来を考えずに無計画に財政規模を拡大していることを証明しているようなものであります。この点について、市長としての基本的な考えを答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

28年度までが、投資的経費が非常に多いということは事実であります。これは、先ほどもお話ししたような要因によるものであります。急速にその後、がたんともう落ちているわけですが、学校統合が終わり、あるいは下稲吉小学校の整備が終わり、あるいは神立駅周辺整備も30年、31年度に終了となりますが、大どころは、28年度までが大きな支出になっておりますから、この後は5億、6億程度のものでいけるという見通しに立っていると思います。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それにつけても、今度は公債費ですね。29年度から20億台ということでまたふえて、借金を返済しなくちゃならないという、この長期見通しがあるわけです。ですから、これは計画的に平準化して、平均して借金も返すようにしていかなきゃならないんじゃないかと私は思います。

地方自治体がなぜ財政破綻するか、わかりやすく私から説明させていただきます。簡単に言いますと、地方自治体が、毎年の返済額を上回る借り入れをし続けると、返済不能になり、破綻することになります。

さらに、市の収入について簡単にお話ししますと、市の収入は大きく分けて3つあります。1つ目は、市民の皆さんからの税金であり、2つ目は、国から給付される交付金や補助金、そして3つ目が、市債と呼ばれる借金であります。借金をせずに市民の皆様からの税金と国から給付されるお金で運営することが理想であります。社会資本、つまり道路とか学校とかですね、整備をするためには、一時的に大きなお金がかかるため、短期的には借金をして、長い期間をかけて返済するわけです。これは一般家庭に例えると、住宅ローンを返済するのと同じような感じかもしれません。

ここ数年、かすみがうら市は、もしかしたら大型事業やばらまきをしようとして、国から借金をして財政調整基金として貯金していたのかもしれませんが。しかし、大規模事業が予定されているからと、借金したお金を貯金していたら、金利がかかるため、結果としては、その後の市の財政を圧迫することになります。つまり、大型事業などの支出が必要となるその期間には、必要な財源を確保し、同時に支出を削減し、そのほかには、なるべく借金をしないようにつつましく運営をしていく必要があるわけであり。そうしないと、借金が借金を呼び、借金地獄に陥って

しまうわけです。貯金、つまり基金を取り崩せば、確かに平成26年度だけの予算を組むことはできます。が、しかし、そのツケは数年後に形としてあらわれます。

はっきり申し上げます。大型事業とばらまきを同時に行おうとする平成26年度予算が実行されれば、かすみがうら市は、抜け出すことのできない借金体質に陥り、俗にいう自転車操業状態に陥ります。そして数年後には、貯金も底をつき、人為的な財政破綻が引き起こされることでしょう。そのツケは、後世に大きな負担としてのしかかることとなります。市長が提案している平成26年度予算はそういう予算であるということを市民の皆様にはご理解いただきたいと思います。

このことについて、市の財政をつかさどる市長公室長の見解を求めます。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

市長の答弁にもございましたが、さらなる行政改革や事務事業評価の見直し等によりまして、今後とも歳出の抑制ということで財源確保ということに努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長のこの財政の予算の組み方で、長期的には市民税も上がっていくと、こういう予算編成を組んだようでありますけれども、夕張市、平成19年に破綻しましたけれども、あの市で破綻して結果どうなったかといいますと、人口が約1万3000人あったところが、今では1万人を切って9800人台になりました。税収がふえるどころか、どんどん減ってしまうんですね、財政破綻を起こしますと。それから、例えば具体的にどういうことが起きるかという、固定資産税も上がるし、国民健康保険税も上がるし、それから軽自動車税は、今は我々は標準で7,200円払っていますけれども、夕張市では1万800円支払っているそうです。

このように、この財政が破綻してしまうと、かすみがうら市民に負担をかける結果となってしまうわけですから、慎重なる予算編成と行政運営を行っていただきたいものと思います。

先ほど市長が、こういう言い方だったと思うんですね、どうせ国がつぶれるんだから自治体もつぶれるんだと、端的に言えばそういう言い方でしたよね、市長。一言申し上げて、おきますけれども、国の財政の仕組みと地方自治体の財政の仕組みには根本的に違いがあります。そうやって市民に不安をあおるのはやめていただきたいと思います。

市長は、かすみがうら市が破綻会社だと言っていますよね、新聞紙上に載っています。仮にそうであれば、破綻会社が大型の公共事業とばらまき予算を組んでいること自体が矛盾しているということは、誰が考えても明らかなんです。このことに関しては幾ら言っても無駄なようですので、答弁は結構です。

私の質問は以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で小松崎 誠君の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それでは、私のほうから大きな項目として2点ほど質問させていただきます。

議案第21号の平成26年度一般会計予算に対してですが、初めに、市の歳入の試算について市長にお伺いしたいんですが、私の記憶では、市長はかねがね、アベノミクス効果には疑問を投げかけていたというふうに記憶しております。先ほどの佐藤議員による施政方針の答弁でも、アベノミクスの成長戦略、これについては今後を見守るという発言でございました。

そうした考えがあるにもかかわらず、平成26年度の市民税の予算は約25億円でございます。これは、25年度の当初予算が24億円ですから、1億円、約4.4%の市民税の伸びを計上しております。この市民税の考え方について、いただいた資料を見ますと、歳入の試算の内容の中に、個人市民税は、人口推計をもとにその率を勘案し積算、所得割は、これに加え経済成長率を見込み積算と記載されております。また、法人市民税の均等割は、平成24年度実績を基準に同額で推移、法人税割は、法人税法の改正による法人税額の減額を勘案し、平成24年度実績から減額し積算した。また、これに加え、経済成長率を見込み積算とも書かれております。

アベノミクス効果に疑問を持たれております宮嶋市長が、ここまでの税収の伸びを計上するというのは、私自身、不思議でなりません。そこで考えられる点は、市長は、ばらまきや大型公共事業により膨れ上がった歳出に対して、財源確保のつじつまを合わせるために市民税を増額し、市税全体で約1億7000万、3.3%の増収予算を計上したのではないかと思わざるを得ません。端的に申し上げれば、借金と貯金の取り崩しを少しでも目立たなくするため、持論と異なると知りつつ、市税の金額を引き上げたのではないかと見られます。家庭でも同じですが、身の丈に合った金銭感覚が私は必要だと考えます。

以上を踏まえまして、なぜ平成26年度予算に限って歳入増を計上されたのか、歳入増のこの真意について市長のお考えをお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市税等の増収を見込んでいるということは、歳入見込みの極めて合理的見通しの算定基準によって算出しているものでございます。アベノミクスとの関係でちぐはぐではないかということがありますが、アベノミクスに対する私の危惧は、規制緩和が進まない、これは、いわゆる制度疲労と申しますか、いわゆる官僚制度も含めまして、長い間のさびつきを起こしている、そういうことがなかなか、見ておりますと、改善されない部分が、実際、安倍総理が発信しても、いろんな既得権益団体からブレーキをかけられて、本当の脱皮ができないと、そういうことを危惧しての話でございまして、それはそれ、なかなか大変だろうとは思いますが、アベノミクスを、完全に第三の矢が浸透するというのはかなり大変なことではあろうとは思いますが、いわゆる経済成長率とか、そういう政府の発表のものをベースに、予算編成は合理的基準に基づいてやったということ、恣意的なものは決して用いていないということは明言をさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

公室長にお伺いしたいんですが、ただいま市長が、合理的な見通しで計算して、結果的に1億ふえたと、その合理的な見通しというのは、具体的に、市民税がふえる要素は、26年度は25年度に対して実際あるわけですね。そこをお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

財政課と税務課で十分なる打ち合わせをもって、24年度実績ということで算出させていただいたということであると。市民税の均等割とかは24年の決算ということでやらせていただいたので、それで、財政のほうと税務課とかヒアリングをして、組みさせていただきました。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

施政方針の中にも一部触れていた部分があったんですが、26年度予算に限って、前年度の決算ベースで計上しているというふうに書いている部分があるんですが、今までは、決算ベースではなくて前年の当初予算ベースで次年度の予算を計上していた。今回だけ恣意的に決算ベースで予算を計上しているというふうに、これ恣意的じゃないんですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

先ほど公室長が決算ベースで計上したという答弁をしたかと思いますがけれども、税の計上の仕方なんですが、25年度の決算を想定しまして、26年度の特殊事情等を勘案した中で計上させていただいた結果が、今回増額になった要因でございます。特に恣意的なものはございませんで、できるだけ決算に近い数字での予算という意味合いでの計上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

決算に近い数字での次年度予算のとらまえ方というのは、今までもやってきたんでしょうか。それとも、今回が初めてそういうとらまえ方をしたということであれば、なぜ今年度、その決算ベースで予算を組まなければいけなかったのかというふうに、それが何か恣意的に感じてしまうんです。それをわざわざ施政方針の一文の中に触れている部分があるわけですね。ということで、恣意的という言葉を使わせていただいたんですよ。その辺は、何か考え、今回変わったということなんですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

税の予算に計上する計上の方法でございますけれども、監査委員さんからもご指摘がありまして、できるだけ決算に近いベースで予算計上をすることが望ましいというようなお話もございま

したので、25年度の予算でもある程度は見込んできたんですけれども、26年度は、より決算に近い金額が出るように想定した結果、増額になったということでございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そのような経過があるとすれば、その歳入の試算の内容の説明で、経済成長率を見込み積算したという表現が2カ所もある。それによって高目に見たのかなというふうに思ってしまうわけです。ところが、決算ベースということになれば、そこでもう必然的に金額が上がっているわけです。その実態とこの試算の内容の説明が、うまくちょっとつじつまが合わなくなりますよね。そうすると、本当の計算というのは、正しく計算できたのかなというふうに疑問を持ってしまいます。ですので、そういう実態を踏まえた、ちゃんとした説明にしてくださいよ。

それは要望で終わっておきます。

次に、2つ目の質問は、職員給与に絡む人件費についてお伺いします。

平成22年度の当初予算では、一般職の職員給料、人件費は約36億5000万、これに対しまして平成26年度の予算は29億7000万、実に6億8000万近い人件費が減額されております。また、この3月にも36名の方が退職し、年度途中で1名死亡された方がいらっしゃるということで、25年度合計では37名の退職者ということになります。この中には、新聞報道されております勸奨退職者も含まれているわけです。

今行政に求められているのはマンパワーではないでしょうか。多様なニーズに対応するため、これまで数十年かけて投資してきた職員の知識は、市の財産です。それをいとも簡単に失ってしまうことは、市にとっては大きな損失ではないでしょうか。それを証明するかのよう、議案の差し替え、それから出し直し、さらには金銭的な不祥事、補助金問題等々、数々の問題が発生しております。

一方、人件費の歳出の試算の内容をみますと、職員数は、毎年、退職者の半数程度を補充するものとして推計するというふうに書かれております。今後もさらに10年間、職員を減らし続けていく計画になっております。

また、財政見込みでも、平成36年の人件費は29億500万と試算しております。この数字は、26年度予算の32億5000万よりも約3億円減額しております。この計画値どおり、業務改善なしに人員削減を実施するとすれば、正常な行政運営ができなくなってしまうのではないのでしょうか。

そこで市長にお伺いしたいんですが、平成36年の29億円まで人件費を圧縮するために、試算を私はしてみたんですが、さらに38人程度、人員を削減しなければならないんですが、そこまで削減する考えなのかというのがまず1つ。

1問ずつがいいですかね。まずそれをお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

人員削減と住民サービスの関係ですが、私は、今、かすみがうら市の状況は、決して、特別、県内の平均に比べて、平均的なというか、かすみがうら市と同レベルの自治体と極端な差はない

と、むしろ先進的な事例から見るとまだまだ人件費は多いというふうに見ております。平成36年ですか、もう10年先であります、これは29億でも私は多いと思います。もっともっと削減できるというふうに考えております。

今現在でも、26年の当初で人員予測等を今見ているんですが、住民窓口なんかの人員を他市と比較しておりますが、特別、特段にかすみがうら市が極端に少ないとか、そういうことはないように配慮をして、他市に負けない、ほかの市もどんどん削減しているでしょうから、そこに負けない削減をかすみがうら市もやっていきたいと。今までは、この4年間は、かすみがうら市はナンバーワンクラスで削減してきたと、こういうふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

38人を減らすという考えをお持ちだということがわかりました。

そして、市長にお伺いしたいんですけれども、最終目標は、職員数は何人なのか、何人削減するつもりなのか、また、その最終目標値をどのような根拠で算定されているのか、具体的な数字をお持ちでしたら、ぜひここで表明してください。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

具体的な何十何名という数字は、今、私は想定はしておりませんが、例えば牛久市の例を見れば、まだまだ削減できると、そういうふうには思っておりますので、この4年間は無我夢中で人件費の削減をやってまいりました。しかし、もし2期目当選させていただければ、きちんとした削減計画を立てたいなど、そういうふうには思っております。

今回、この4年間というのは、この3年半余であります、人件費のいわゆる給与水準そのものを引き下げるということを当初はもくろんだわけではありますが、結果的にはそれができなかったわけであり、県内で、今のところ、給与水準そのものは、ハイレベルの給与水準を保ったままであると。そういう中で、過剰な人員を大胆に削減できたと、こういうふうには自己評価はしております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

職員数の削減だけで全体を見ることはなかなかできないんですが、今の市長のその発言を聞いていますと、例えば少子高齢化、まあ少子化ですよ、子育て支援を一生懸命やりましょう、それはなぜやるかという、人を呼び込んで人口をふやしたいわけですよ。そういうことを一生懸命やりたいということで、人口増に取り組む考えは一部ある。ところが、さらにその人口をふやすという取り組みがないわけですよ。そういうことがなくて職員数は減らす一方ですから、当然、仕事をふやす取り組みはもともとないのかなと思ってしまいます。非常に何かこう、聞いていてすごく寂しいかすみがうら市の感じがして仕方ないんです。

ですから、削減ありきがすべてではないので、これで全体を語ることはできないんですが、や

はり夢のあるかすみがうら市にする策を前提に、こういうふうには職員の数はあるべきだという、そういう具体的なやはり施策が必要なのかなど。

今回は26年度の予算だけですので、長期財政の見通しをもとにいろいろ話をさせてもらいましたが、私としては、全体を見ながら、この26年度、単年度の予算も評価していきたいなと思っておりますので、私の質問は以上で終わりにします。

○議長（鈴木良道君）

川村成二君の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号ないし議案第29号までの28件については、議長を除く全議員で構成する平成26年第1回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号ないし議案第29号までの28件については、議長を除く全議員で構成する平成26年第1回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く13名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに委員会を全員協議会室にて開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時41分

再 開 午後 3時52分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

休憩中に、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

委員長に中根光男君、副委員長に岡崎 勉君。

以上のとおり当選されましたので、報告をいたします。

日程第 3 請願第 3 号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第3、請願第3号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書を議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りいたします。

本請願は、会議規則第141条第2項の規定により、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

休会について

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、あす3月11日から26日までの16日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（鈴木良道君）

次回は3月27日定刻から会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時54分